



TOKIO MARINE  
e.design

2025年版 / 2024年度決算

# イーデザイン損保の現状

# 2025

## はじめに

---

日頃よりイーデザイン損保をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。  
このたび、当社の経営方針、事業概況、財務状況など、事業活動についてご説明するため、ディスクロージャー誌「イーデザイン損保の現状 2025」を作成しました。  
本誌が当社をご理解いただく上で、皆さまのお役に立てば幸いです。

2025 年7月

※本誌は、保険業法(第 111 条)および同施行規則(第 59 条の2)に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

なお、子会社については該当がありません。

## 会社の概要 (2025 年7月1日現在)

---

名称	イーデザイン損害保険株式会社
英文名称	E.design Insurance Co.,Ltd.
設立年月日	2009 年1月 26 日
	イーデザイン損保設立準備株式会社として設立
資本金・資本準備金	706 億7百万円(うち 資本準備金 353 億3百万円)
株主	東京海上ホールディングス株式会社
本社所在地	東京都新宿区西新宿3-20-2 〒163-1413

# イーデザイン損保の現状 2025

## 目次

トップメッセージ.....	3
経営理念.....	4
ミッション・ビジョン・バリュー.....	4

### 東京海上グループについて

東京海上グループ概要.....	6
東京海上グループについて.....	8
イーデザイン損保の経営戦略.....	10

### 経営について

2024 年度の事業概況.....	12
代表的な経営指標.....	13
お客さま本位の業務運営方針.....	15
お客さまの声.....	16
サービス改善の取組紹介.....	18
コーポレートガバナンスの状況.....	19
内部統制基本方針.....	20
コンプライアンスの徹底.....	23
個人情報への対応.....	26
勧誘方針.....	33
リスク管理.....	34
資産運用.....	36
情報開示.....	36
サステナビリティの考え方.....	37
サステナビリティの取り組み.....	38

### 商品・サービスについて

保険の仕組み.....	44
取扱商品.....	47
新商品の開発状況.....	47
事故対応サービス.....	48
各種サービス.....	49

### 業績データ

事業の状況.....	51
経理の状況.....	60

### コーポレートデータ

沿革.....	78
主要な業務、株式の状況.....	78
会社の組織.....	80
設備の状況、ネットワーク.....	81
役員の状況.....	81
従業員の状況.....	82

## トップメッセージ



取締役社長 堀江 哲朗

平素より、イーデザイン損保をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当社は、2009年6月に東京海上グループとNTTグループの提携のもと、通販型損害保険会社として誕生しました。2021年4月には「ミッション・ビジョン・バリュー」を再定義し、新ミッション「事故時の安心だけでなく、事故のない世界そのものを、お客さまと共創する。」の実現に向けて、さまざまな事業活動に取り組んでいます。

2021年11月に本格発売したデジタル時代の共創型自動車保険「&e(アンディー)」(以下、&e)は、おかげさまで2025年4月時点で約60万件のご契約をいただいております。お客さまをはじめ各ステークホルダーの皆さまのご支援に心から感謝を申し上げます。「データで安全を作る」ことを目指し、お客さまや地方自治体・企業と、&eの運転データや交通安全に関連する各種データを活用した事故削減プロジェクト「Safe Drive With」や、地域に根差した交通安全の活動に対しての寄付プログラム「+まち(ぷらまち)」などの取り組みを継続して実施しております。

2024年4月からは、新中期経営計画がスタートしております。開業当初から販売してきました従来商品は2024年3月末で販売を終了し、&eに商品を一本化しました。&eの商品性・各機能をさらに進化させ、お客さま体験のさらなる向上を目指すとともに、事故のない世界の実現に向けた取り組みを加速させてまいります。

当社はこれからも、お客さまとともに保険業界の新しいかたちをつくることを目指してまいります。今後ともより一層のご愛顧・お引き立てを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2025年7月

# 経営理念

お客様の信頼をあらゆる事業活動の原点におき、損害保険事業を通じて、  
お客様の豊かで快適な社会生活と経済の発展に貢献します。

- お客様のニーズを最大限に満たす商品・サービスを追求・創造・提供し、安心と安全をひろげます。
- 社員一人ひとりが個性を活かし、創造性を発揮できる自由闊達な企業風土を築きます。
- 良き企業市民として、地球環境保護、人権尊重、コンプライアンス、社会貢献等の社会的責任を果たし、広く地域・社会に貢献します。
- 株主の負託に応え、収益性・成長性・健全性を備えた事業を展開し、企業価値の向上をはかります。

# ミッション・ビジョン・バリュー

The infographic is divided into three colored sections: blue for Mission, pink for Vision, and green for Value. Each section contains text and icons. The Mission section is at the top right, Vision is at the bottom left, and Value is at the bottom right. The Vision section includes a list of actions and a goal. The Value section includes four boxes describing the company's goals.

**Mission**  
社会・お客様への私たちの存在意義  
Mission ミッション  
事故時の安心だけでなく、事故のない世界そのものを、お客様と共創する。

**Vision**  
ミッション実現への私たちの行動指針  
Vision ビジョン  
Create a New Standard  
保険業界の新しいかたちを、お客様とともに。

アクション  
私が変わる、私を変える。

- 1 ひとりひとりが  
・お客様に寄り添い、深く理解しよう！  
・失敗を恐れず、まずチャレンジしよう！  
・プロの自覚をもって、成長し続けよう！
- 2 チームが 「当たり前」をお客様視点で見直そう！
- 3 会社のみんなが お客様のためのワンチームになろう！

**Value**  
お客様が得られる体験  
Value バリュー

究極の快適性 カンタン・わかりやすい・迷わない	究極の先回り 疑問や不安を感じない
究極の安心・安全 事故にあわない・事故を起こさない	究極のFor Me 私にぴったりで心地よい

## 東京海上グループについて

東京海上グループ概要 .....	6
東京海上グループについて .....	8
イーデザイン損保の経営戦略 .....	10

# 東京海上グループ概要

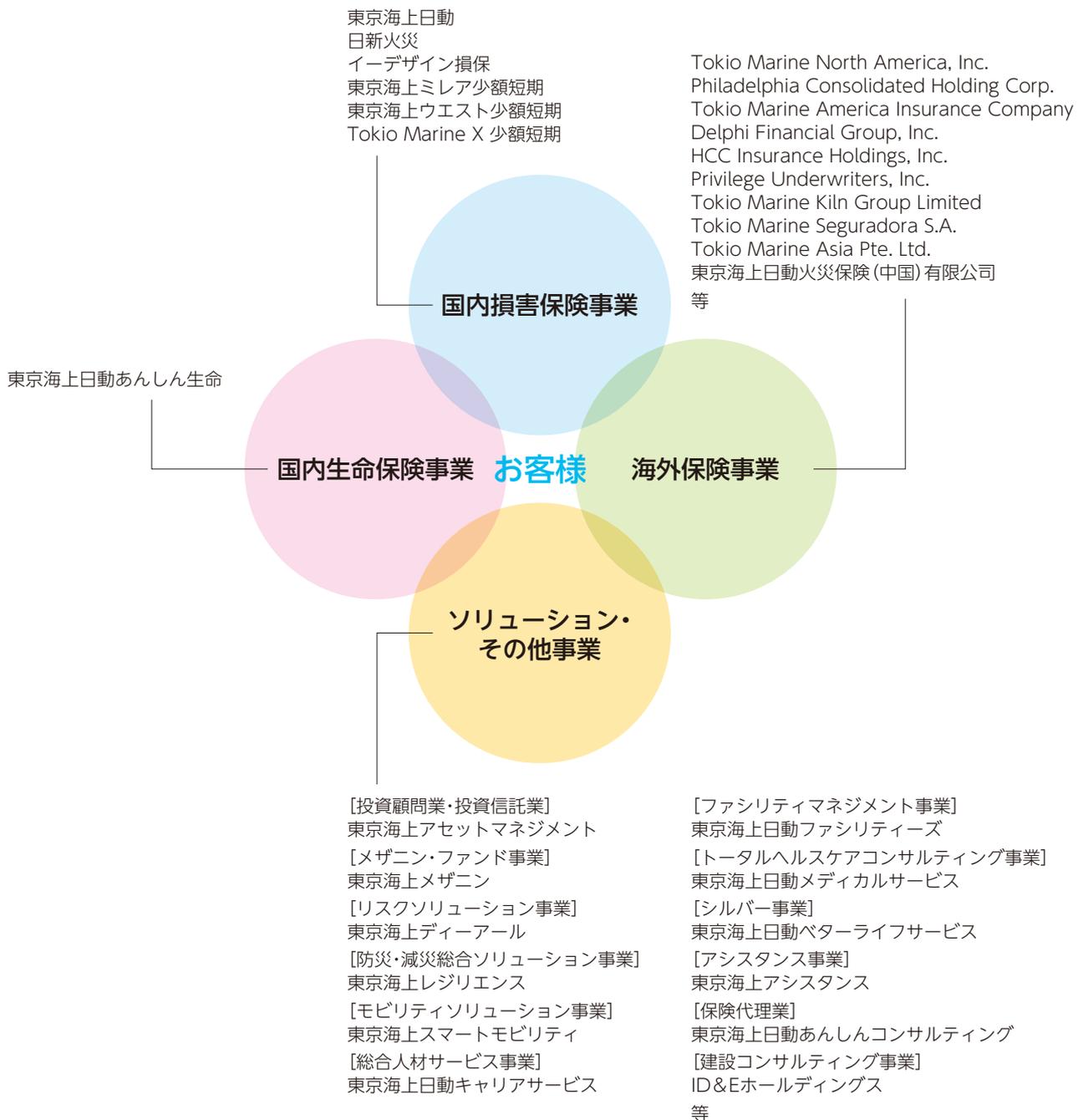
## 東京海上ホールディングスの業務内容

東京海上ホールディングスは、東京海上グループ全体の経営戦略・計画立案、グループ資本政策、グループ連結決算を担うとともに、コンプライアンス・内部監査・リスク管理等の基本方針を策定し、子会社等の経営管理を行っています。また、上場企業としてIR・広報および、サステナビリティ推進機能を備えています。

これにより、企業価値の最大化に向けて、中長期的なグループ戦略の立案と収益性・成長性の高い分野への戦略的な経営資源の配分を行い、グループ全体の事業の変革とグループ各社間のシナジー効果を追求します。

## 東京海上グループの事業領域と主なグループ会社

(2025年7月1日現在)



## 主な保険事業会社

### 国内損害保険事業

### Non-life Insurance Business

#### 東京海上日動火災保険株式会社

創業：1879年8月1日  
資本金：1,019億円  
正味収入保険料：2兆5,188億円  
総資産：9兆7,822億円  
従業員数：16,304名  
本店所在地：東京都千代田区大手町2-6-4  
常盤橋タワー  
(2025年3月31日現在)



提供：三菱地所(株)

#### 日新火災海上保険株式会社

創業：1908年6月10日  
資本金：101億円  
正味収入保険料：1,582億円  
総資産：3,476億円  
従業員数：2,065名  
本店所在地：東京都千代田区神田  
駿河台2-3  
(2025年3月31日現在)



### 国内生命保険事業

### Life Insurance Business

#### 東京海上日動あんしん生命保険株式会社

設立日：1996年8月6日  
資本金：550億円  
保険料等収入：7,644億円  
総資産：7兆8,383億円  
従業員数：2,513名  
本社所在地：東京都千代田区大手町2-6-4  
常盤橋タワー  
(2025年3月31日現在)



提供：三菱地所(株)

### 海外保険事業

### Oversea Business

#### Philadelphia Consolidated Holding Corp.

創業：1962年  
正味収入保険料：4,147百万米ドル  
総資産：14,561百万米ドル  
従業員数：1,945名  
本社所在地：米国ペンシルバニア州  
バラキンウィッド



#### Delphi Financial Group, Inc.

創業：1987年  
保険料及び手数料収入：4,077百万米ドル  
総資産：43,648百万米ドル  
従業員数：3,502名  
本社所在地：米国ニューヨーク州  
ニューヨーク市



#### HCC Insurance Holdings, Inc.

創業：1974年  
正味収入保険料：5,725百万米ドル  
総資産：19,196百万米ドル  
従業員数：4,291名  
本社所在地：米国テキサス州  
ヒューストン



#### Privilege Underwriters, Inc.

創業：2006年  
取扱保険料：2,623百万米ドル  
総資産：1,209百万米ドル  
従業員数：1,144名  
本社所在地：米国ニューヨーク州  
ホワイトプレーンズ市



#### Tokio Marine Kiln Group Limited

創業：1962年  
正味収入保険料：1,089百万英ポンド  
総資産：4,009百万英ポンド  
従業員数：727名  
本社所在地：英国ロンドン



### 海外ネットワーク

- ・海外拠点：45の国・地域
- ・駐在員数：289名
- ・現地スタッフ数：約33,000名
- ・クレームエージェント数：約250拠点(サブエージェントを含む)  
(2025年3月31日現在)

海外保険事業については、2024年12月31日現在 現地財務会計ベース。

# 東京海上グループについて

東京海上グループは、「お客様の信頼をあらゆる活動の原点におく」という経営理念に基づき、収益性、成長性および健全性を兼ね備えた企業グループとしてさらに発展していくために、着実に企業価値の拡大を図っていきます。

## 東京海上グループ中期経営計画 2026 ～次の一步の力になる。～

### 1 東京海上グループのパーパスと2035年にめざす姿

当社は創業時から、「お客様や社会の“いざ”をお守りすること」をパーパスとし、時代とともに変化するさまざまな社会課題の解決に貢献することで、持続的に成長してきました。

今後、当社を取り巻く事業環境は加速度的に変化し、当社グループも大きな影響を受けると想定されますが、そうしたなかで当社のパーパスを果たし続けるため、「2035年にめざす姿」として、「お客様や社会の課題/リスクに対して“イノベーティブなソリューションを届け続けるパートナー”」を掲げています。

拡大するお客様や社会の課題/リスクに対して、最適な「保険」商品を提供し、お客様や社会の“いざ”を支えているだけでなく、「保険の事前事後領域」や「ウェルビーイング」に貢献する「ソリューション」を提供し、お客様や社会の“いつも”を支えている、そして「保険事業」と「ソリューション事業」の共創によりイノベーティブに社会の課題を解決し続けている姿をめざします。



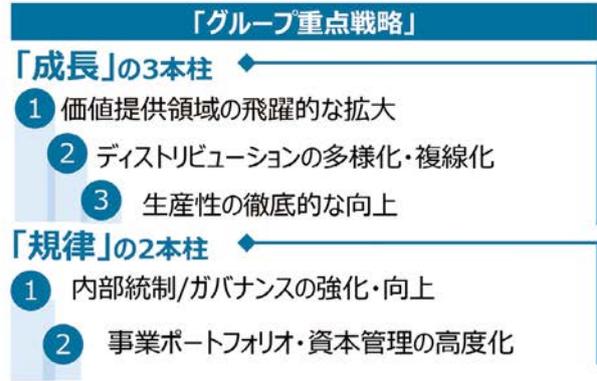
### お客様や社会の課題/リスクに対して“イノベーティブなソリューションを届け続けるパートナー”



### 2 現中期経営計画の概要

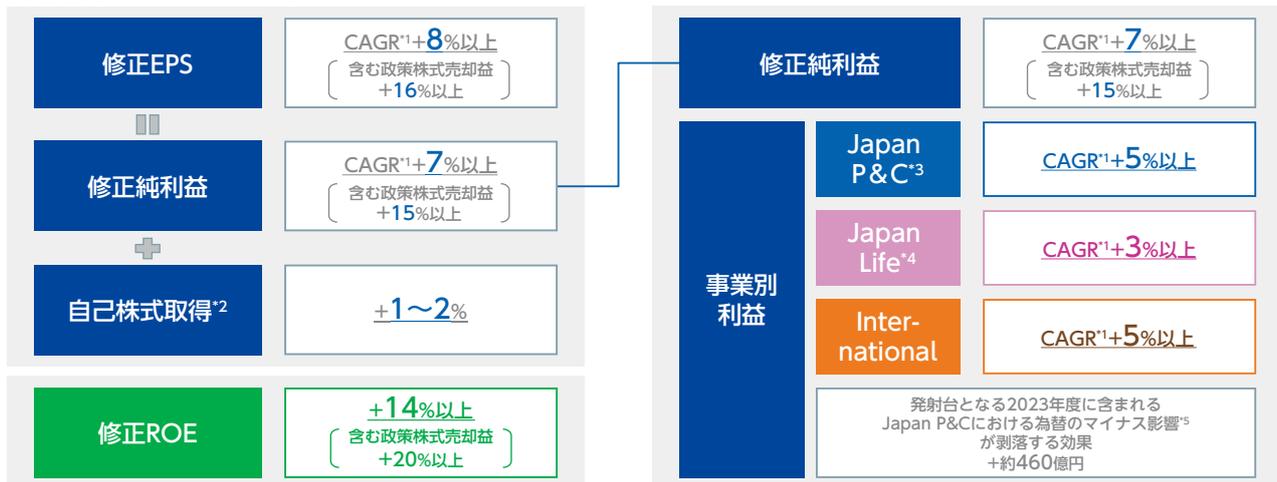
2024年度から3ヵ年の「東京海上グループ中期経営計画 2026 ～次の一步の力になる。～」がスタートしております。

当社は事業のボラティリティを適切にコントロールするための「グローバルなリスク分散」と、グローバルなタレントと知見を活用するための「グループ一体経営」をグループの基本戦略として推進しております。その上で、現中期経営計画においては、「成長」の「3本柱」として「①価値提供領域の飛躍的な拡大」「②ディストリビューションの多様化・複線化」「③生産性の徹底的な向上」、「規律」の「2本柱」として「①内部統制/ガバナンスの強化・向上」「②事業ポートフォリオ・資本管理の高度化」をグループの重点戦略として掲げ、「2035年にめざす姿」の実現に向けて取り組んでいます。



現中期経営計画においても、各地域におけるトップクラスの保険引受と資産運用、およびグループとしての規律ある資本政策により「世界トップクラスのEPS Growthの実現」と、「グローバルピア水準のROEへの向上」をめざし続けます。

現中計(2024~2026)KPIターゲット



\*1：発射台となるNormalizedベースの2023年度(自然災害を平年に補正し、政策株式の売却益、北米キャピタル等を控除)対比の3年CAGR(年平均成長率)  
 \*2：自己株式取得によるEPS Growth押し上げ効果  
 \*3：Japan P&C=東京海上日動、除く為替の影響  
 \*4：Japan Life=あんしん生命  
 \*5：2023年度における円安進行により、東京海上日動で外貨建支払備金の積み増しや為替デリバティブ損等が発生したこと

経営指標の定義

グループ全体の指標

- 修正純利益<sup>\*1</sup>  
 連結当期純利益<sup>\*2</sup>+異常危険準備金繰入額<sup>\*3</sup>  
 +危険準備金繰入額<sup>\*3</sup>+価格変動準備金繰入額<sup>\*3</sup>  
 +自然災害責任準備金<sup>\*4</sup>繰入額<sup>\*3</sup>+初年度収支残の影響額  
 -ALM<sup>\*5</sup>債券・金利スワップ取引に関する売却・評価損益  
 +のれん・その他無形固定資産償却額  
 -事業投資に係る株式・固定資産に関する売却損益・評価損  
 -その他特別損益・評価性引当
  - 修正EPS=修正純利益÷発行済株式総数
  - 修正純資産<sup>\*1</sup>  
 連結純資産+異常危険準備金+危険準備金+価格変動準備金  
 +自然災害責任準備金<sup>\*4</sup>+初年度収支残  
 -のれん・その他無形固定資産
  - 修正ROE=修正純利益÷修正純資産(平均残高ベース)
- ※1 各調整額は税引後  
 ※2 連結財務諸表上の「親会社株主に帰属する当期純利益」  
 ※3 戻入の場合はマイナス  
 ※4 大規模自然災害リスクに対応した火災保険の未経過保険料  
 ※5 ALM=資産・負債総合管理。ALMの負債時価変動見合いとして除外

事業別の利益指標(事業別利益)<sup>\*1</sup>

- (1)損害保険事業  
 当期純利益+異常危険準備金等繰入額<sup>\*2</sup>  
 +価格変動準備金繰入額<sup>\*2</sup>  
 +自然災害責任準備金<sup>\*3</sup>繰入額<sup>\*2</sup>+初年度収支残の影響額  
 -ALM<sup>\*4</sup>債券・金利スワップ取引に関する売却・評価損益  
 -政策株式・事業投資に係る株式・固定資産に関する売却損益・評価損  
 -その他特別損益・評価性引当等
  - (2)生命保険事業<sup>\*5</sup>  
 当期純利益+危険準備金等繰入額<sup>\*2</sup>  
 +価格変動準備金繰入額<sup>\*2</sup>  
 -ALM<sup>\*4</sup>債券・金利スワップ取引に関する売却・評価損益  
 -政策株式・事業投資に係る株式・固定資産に関する売却損益・評価損  
 -その他特別損益・評価性引当等
  - (3)その他の事業  
 財務会計上の当期純利益
- ※1 各調整額は税引後  
 ※2 戻入の場合はマイナス  
 ※3 大規模自然災害リスクに対応した火災保険の未経過保険料  
 ※4 ALM=資産・負債総合管理。ALMの負債時価変動見合いとして除外  
 ※5 海外生保事業は「その他の事業」の基準により算出する。

## イーデザイン損保の経営戦略

2024 年度からスタートした新中期経営計画では、2021 年度に再定義した「ミッション・ビジョン・バリュー」を基軸とした業務運営により、「事故時の安心だけでなく、事故のない世界そのものを、お客さまと共創する。」という当社ミッションの実現に向け、マーケットの環境変化に合わせた健全な態勢づくりを着実に進めるとともに、お客さま体験のさらなる向上を目指していきます。

長期的には、東京海上グループ内で国内唯一ダイレクトチャネルを担う損害保険会社として、ダイレクトならではの先進的な取り組みと東京海上グループのブランドや知見を融合し、東京海上グループの安心をダイレクトチャネルで拡げていくことを目指します。

## 経営について

2024年度の事業概況.....	12
代表的な経営指標.....	13
お客さま本位の業務運営方針.....	15
お客さまの声.....	16
サービス改善の取組紹介.....	18
コーポレートガバナンスの状況.....	19
内部統制基本方針.....	20
コンプライアンスの徹底.....	23
個人情報への対応.....	26
勧誘方針.....	33
リスク管理.....	34
資産運用.....	36
情報開示.....	36
サステナビリティの考え方.....	37
サステナビリティの取り組み.....	38

## 2024 年度の事業概況

### 経営環境と事業環境

2024 年度のわが国経済は、引き続き物価上昇などを背景にした内需の弱さがみられ、回復のペースは緩やかなものに留まりました。こうした状況の中、当社はお客さま視点に立った継続的な業務プロセスの見直しや最先端テクノロジーの活用を通じてお客さま体験のさらなる向上を目指すとともに、2021 年4月に再定義した「事故時の安心だけでなく、事故のない世界そのものを、お客さまと共創する。」という当社ミッションの実現に向けた各種取組を展開しています。当社の 2024 度の取組の経過およびその成果は、以下のとおりであります。

2024 年度においても、収入保険料の拡大と損害率の改善をバランスよく進めるとともに、お客さまの利便性やサービス品質の維持・向上および当社ミッションの実現を目指して、デジタル技術を活用しつつさまざまな取組を積極的に展開しました。

収入保険料の拡大については、新規インターネット割引の再導入による商品魅力の向上に加え、Web 広告の効果的な出稿、広告文・制作物の継続的な見直し、豊富な顧客基盤を有する企業とタイアップしたホワイトレーベル型商品の展開などを通じ、お客さまからより一層選んでいただけるようにさらなる信頼感の向上に努めました。

正味損害率については、正味収入保険料が増収となった一方で、既経過台数の減少により支払保険金が 2023 年度と同水準となったことから 2023 年度対比で改善しております。なお、発生ベース正味損害率については、物価上昇の影響による自動車修理費単価の高騰などを要因として 2023 年度対比で悪化しており、今後の動向を注視していく必要があります。

利便性の向上・サービス品質の改善については、利便性向上の観点から、自動車保険「&e(アンディー)」をご契約のお客さまに提供してきたセンサーを要さず、アプリのみで安全運転支援機能などを活用できるようリニューアルするとともに、ご加入を検討さ

れているお客さまが見積もりをされる際に電話での相談などが行えるサービスを導入するなど、お客さまの声を踏まえながら、各種コンテンツやサービス内容の見直しを継続的に行っています。

さらに、当社ミッションの実現に向けて、&e にご加入のお客さまの運転データと社会のさまざまなデータを「交通事故のない社会」の実現に向けた活動やサービスに活用していく「Safe Drive With」の一環として、「親子で道路上の危険箇所を見える化する『もしかもマップ』の提供」「地域に根差した交通安全の取り組みに対するの寄付プログラム『+まち(ぷらまち)』の実施」「エーザイ(株)との脳の健康度向上と安全運転をテーマとした業務提携」「慶應義塾大学との安全運転者のドライバーモデル構築に関する共同研究」などの取り組みを継続しています。

### 2024 年度業績

保険引受収益 29,838 百万円、その他経常収益4 百万円などを合計した経常収益は、29,826 百万円となりました。一方、保険引受費用 23,609 百万円、営業費及び一般管理費 11,078 百万円などを合計した経常費用は、34,700 百万円となりました。

この結果、経常損失は 4,874 百万円となりました。これから特別損失 37 百万円、法人税等 12 百万円を差し引いた当期純損失は、4,924 百万円となりました。

### 対処すべき課題

少子高齢化・若者の車離れなどにより、国内の自動車保険マーケット全体としては依然として厳しい事業環境が見込まれますが、インターネットなどを通じた購買行動の普及に伴って、自動車保険の直販マーケットは拡大傾向が続くものと予想されます。

当社は、引き続きお客さまの利便性のさらなる向上・サービス品質の改善に努めるとともに、広告宣伝の効率的な実施などにより、お客さまからの支持拡大につなげてまいります。また、損害率や業務効率の改善にも努めていく所存です。

## 代表的な経営指標

### 2024 年度 代表的な経営指標

年度		2023 年度	2024 年度
区分			
	正味収入保険料(対前期増減率)	27,378 百万円(△8.3%)	29,365 百万円(7.3%)
	正味損害率	84.6%	76.2%
	正味事業費率	50.5%	39.4%
	保険引受損益	△5,018 百万円	△4,844 百万円
	経常損益	△5,048 百万円	△4,874 百万円
	当期純損益	△10,361 百万円	△4,924 百万円
	単体ソルベンシー・マージン比率	683.1%	463.0%
	総資産額	48,266 百万円	43,364 百万円
	純資産額	13,675 百万円	8,751 百万円
	その他有価証券評価差額	—	—
	保険業法に基づく債権の状況	該当なし	該当なし
資産の自己査定結果	Ⅱ 分類	0 百万円	— 百万円
	Ⅲ 分類	1 百万円	1 百万円
	Ⅳ 分類	288 百万円	46 百万円
	分類額計(Ⅱ+Ⅲ+Ⅳ)	290 百万円	47 百万円

## <用語説明>

- 正味収入保険料  
契約者から直接受け取った保険料(元受保険料)に、保険金支払負担平均化・分散化を図るための他の保険会社との保険契約のやりとり(受再保険料および出再保険料)を加減した保険料です。
- 正味損害率  
正味収入保険料に対する支払った保険金の割合のことであり、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。具体的には、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合をさしています。
- 正味事業費率  
正味収入保険料に対する保険会社の保険事業上の経費の割合のことであり、正味損害率と同様に保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。具体的には、損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合をさしています。
- 保険引受損益  
正味収入保険料等の「保険引受収益」から、保険金、損害調査費等の「保険引受費用」と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したもので、保険引受に係る損益を示すものです。
- 経常損益  
正味収入保険料、利息及び配当金収入等の経常収益から、保険金、損害調査費、営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものであり、経常的に発生する取引から生じた損益を示すものです。
- 当期純損益  
経常損益に固定資産処分損益等の特別損益、法人税及び住民税、法人税等調整額を加減したものであり、当期に発生したすべての取引によって生じた損益を示すものです。
- 単体ソルベンシー・マージン比率  
巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超えて発生し得る危険に対する、資本金・準備金等の支払余力の割合を示す指標です。単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標の1つであり、その数値が 200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。
- 総資産額  
会社が保有する資産の総額であり、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」です。会社が保有する資産規模を示すものです。
- 純資産額  
会社が保有する資産の合計である「総資産額」から、責任準備金等の「負債額」を控除したものが「純資産額」であり、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合計」です。会社の担保力を示すものです。
- その他有価証券評価差額  
「金融商品に係る会計基準」により、保有有価証券等については、保有目的で区分し、時価評価等を行います。その他有価証券は、売買目的、満期保有目的等に該当しない有価証券です。その他有価証券の時価評価後の金額と時価評価前の金額との差額が、その他有価証券評価差額です。
- 保険業法に基づく債権  
保険業法施行規則第 59 条の2第1項第5号ロに基づき開示している債権の金額です。債権の価値の毀損の危険性、回収の危険性等に応じて、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「三月以上延滞債権」「貸付条件緩和債権」「正常債権」の5つに区分されています。
- 自己査定  
損害保険会社として資産の健全化をはかるために、不良債権等については適切な償却・引当等の処理が必要です。自己査定は、適切な償却・引当を行うために、損害保険会社自らが、保有資産について価値の毀損の危険性等に依りて、保有資産を分類区分することです。具体的には、債務者の状況および債権の回収可能性を評価して、資産の回収不能リスクの低い方から順に、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階に分類します。このうちⅠ分類は、回収の危険性または価値の毀損の可能性について問題の無い資産です。Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ分類は、何らかの回収の危険性または価値の毀損の可能性のある資産であり、これらの合計額が「分類額計(Ⅱ+Ⅲ+Ⅳ)」です。

## お客さま本位の業務運営方針

当社は、「お客さまの信頼をあらゆる事業活動の原点におき」、「お客さまのニーズを最大限に満たす商品・サービスを追求・創造・提供し、安心と安全をひろげる」旨を経営理念に掲げています。

また、お客さまをはじめとした社会からの要請に応えることをコンプライアンスと捉え、コンプライアンスの徹底は当社の経営理念の実践そのものであるとの認識のもと、事業活動のあらゆる局面において、その徹底を最優先とすることとしています。

そして、当社は、「お客さまの声」を真摯に受け止め、最後まで責任を持ち、お客さまにわかりやすい商品を開発し、ビジネスプロセスを進化させるなど、お客さま対応力を向上させるとともに、お客さまの声に基づいた業務品質の向上に努めています。

当社では、お客さまに寄り添い、「お客さま本位」の保険事業をより徹底していくために「お客さま本位の業務運営方針」(以下、運営方針)を策定しております。また、運営方針および取組み内容は、お客さまから信頼されるより良い業務運営を実現するため、定期的に見直しを行ってまいります。

なお、本方針は消費者庁の「消費者志向自主宣言」に対応したものとなります。「お客さまの声」を真摯に受けとめ、消費者志向経営に誠実に取り組んでまいります。

### お客さま本位の業務運営方針

#### 運営方針1: お客さまの声を活かした業務運営

「お客さまの信頼をあらゆる事業活動の原点におき、損害保険事業を通じて、お客さまの豊かで快適な社会生活と経済の発展に貢献」するという経営理念に基づき、「お客さまの声」を真摯に受けとめ、積極的に企業活動に活かしていくため、「お客さまの声」に関する取組み方針を定め、お客さま本位に業務運営するよう努めてまいります。

#### 運営方針2: 商品・サービスの開発・改定に関する取組み

お客さまを取り巻くリスクやお客さまのニーズに応じたわかりやすい商品・サービスを迅速に開発し、丁寧に情報提供することで、お客さまに最大のご満足をお届けしてまいります。また、安定的に商品・サービスを提供できるよう、リスク管理に十分留意してまいります。

#### 運営方針3: 保険募集に関する取組み

お客さまを取り巻くリスクや、お客さまのご意向を把握した上で、ご契約を締結するに際して必要な情報を提供しながら、ふさわしい商品・サービスをご提案するよう努めてまいります。

#### 運営方針4: 保険金のお支払い(事故対応サービス)に関する取組み

お客さまのいざというときにお役に立てるよう、お客さまの状況や立場、思いに寄り添い、信頼に応える事故対応サービスの品質を確保し、迅速かつ適切に保険金をお支払いするよう努めてまいります。

#### 運営方針5: 運営方針の浸透に向けた取組み

常にお客さま本位の行動をしていくために、研修体系の整備や運営方針の浸透に向けた取組みを推進してまいります。

#### 運営方針6: 利益相反等の管理に関する取組み

当社は、「東京海上グループ 利益相反取引等の管理に関する方針」に則り、役職員一同がこれを遵守することによって、お客さまの利益が不当に害されることのないように、利益相反等の管理に努めてまいります。

お客さま本位の業務運営の具体的な取組み内容は当社ホームページに掲載しています。

# お客様の声

## 取り組み方針、対応態勢

(2025年7月1日現在)

<p>取り組み方針 (含む苦情の定義)</p>	<p>【取り組み方針】 「お客様の信頼をあらゆる事業活動の原点におき、損害保険事業を通じて、お客様の豊かで快適な社会生活と経済の発展に貢献します。」という経営理念のもと、当社はお客さまからいただいた声を、お客さまサービスの向上および業務改善に活かしていきます。</p> <p>【お客様の声の定義】 契約者、被保険者、事故の被害者や修理工場などの関係者および見込み客からのご不満(苦情)、要望・提案、およびお褒めを全て「お客様の声」と定義しております。</p>								
<p>対応態勢</p>	<div style="text-align: center; border: 2px solid orange; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>お客様の声</b></p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid orange; padding: 10px; width: 20%; text-align: center;"> <p>監督官庁 損保協会ADR 等</p> </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 10px; width: 60%; text-align: center;"> <p>お客様のニーズを受け止める各種窓口</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">お客さまサポートセンター</td> <td style="padding: 5px;">ホームページ</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">お客さま相談ダイヤル</td> <td style="padding: 5px;">アンケート</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">保険金請求ご相談窓口</td> <td style="padding: 5px;">事故サービス拠点</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px; text-align: center;">代理店</td> </tr> </table> </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 10px; width: 15%; text-align: center; writing-mode: vertical-rl;"> <p>フィードバック・改善事例の開示</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>↓</p> </div> <div style="border: 2px solid blue; padding: 10px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <p><b>お客様の声を業務品質向上に活かすための取り組み・ お客様の声を活かした取り組み</b></p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>声の分類</b></p> <p>ご不満 ご要望 お褒め AIを活用した分類</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p><b>収集</b></p> <p>コーポレート第2部</p> <p>お客様の声システム お客様の声 代理店の要望 社員提言</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>分析</b></p> <p>・区分付け ・傾向の把握 ・重要度レベル付け 週次のサイクル</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p><b>改善</b></p> <p>VOCコミットイ → 各部</p> <p>改善提案 → 内部監査 → 内部監査部</p> <p>改善指示 / 決議付議報告</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>経営への報告</b></p> <p>取締役会 経営会議</p> <p>改善提案 / モニタリング / 改善指示</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>内部監査部</p> <p>連携</p> <p>監査役(監査役会)</p> </div> </div> <p>お客さまからの声は、コーポレート第2部で集約後、役員と関係部で改善、取り組みに活かすべく共有をしております。また、取締役会には四半期に一度報告を行い、対応策等を審議することとしております。</p>	お客さまサポートセンター	ホームページ	お客さま相談ダイヤル	アンケート	保険金請求ご相談窓口	事故サービス拠点	代理店	
お客さまサポートセンター	ホームページ								
お客さま相談ダイヤル	アンケート								
保険金請求ご相談窓口	事故サービス拠点								
代理店									

## 2024 年度「お客さまの声」(ご不満)

### 【いただいた「お客さまの声」(ご不満)の概要】

分類	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	2024年度 合計
1. 契約・募集行為(契約内容説明、商品内容など)	59	79	132	113	383
2. 契約の管理・保全・集金(契約内容変更手続きなど)	119	190	197	265	771
3. 保険金(認定金額、対応遅延など)	230	279	320	383	1,212
4. その他	0	4	3	0	7
合計	408	552	652	761	2,373

## 中立・公正な立場で問題を解決する損害保険業界関連の紛争解決機関

### 「そんぽ ADR センター」(手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関)

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽ ADR センター」(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽ ADR センター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センターの連絡先は以下のとおりです。

電話番号: 03-4332-5241 (全国共通)

受付時間: 月～金曜日(祝日・休日および 12 月 30 日～1 月 4 日を除く)の午前 9 時 15 分～午後 5 時

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。( <https://www.sonpo.or.jp/> )

### 「そんぽ ADR センター」以外の損害保険業界関連の紛争解決機関

#### ● 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険の保険金(自賠責共済の共済金)の支払いをめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について書面により審査し、公正な調停を行います。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険の保険金(自賠責共済の共済金)の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページ( <https://www.jibai-adr.or.jp> )をご参照ください。

#### ● 公益財団法人 交通事故紛争処理センター

自動車保険の対人・対物賠償責任保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国 11 か所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページ( <https://www.jcstad.or.jp> )をご参照ください。

# サービス改善の取組紹介

イーデザイン損保では、お客さまからのご意見・ご要望をサービス改善につなげています。お客さまの声をもとに改善した事例をご紹介します。

## 2024 年度のお取組み (<https://www.e-design.net/feedbacks/>)

### お客さまの声1:

万一の際にすぐに連絡できるよう、財布などに事故・故障時の連絡先を入れておきたい(2024年8月実施)

万一の際にすぐにイーデザインに連絡できるよう、財布などに事故・故障時の連絡先を入れておきたい。切り取って携帯できるものはないか。

Web サイトからダウンロードして印刷し、切り取って携帯できる「ご契約者カード」を作成しました。

各種資料ダウンロードしおり・約款画面



保険証券等のダウンロード画面



ご契約者カード



### お客さまの声2:

自分で見積もった補償プランに無駄や漏れがないか不安(2024年6月実施)

ネット自動車保険は自分で見積もりをする必要があるが、補償プランに無駄や漏れがないか心配。

補償プランを電話で相談したり、気になるところをWeb でチェックできるサービスを作りました。見積もり結果画面に表示されるアイコンをクリックすると、電話で相談するか Web でチェックするか選べ、お客さまの不安を解消できるようにしました。

見積もり結果画面



※このページの情報は実施時点のものです。

# コーポレートガバナンスの状況

## コーポレートガバナンス態勢

当社は、お客さま、社員、地域・社会、株主という各ステークホルダーに対する責任を果たすためコーポレートガバナンスの充実を重要な経営課題として位置づけ、持株会社である東京海上ホールディングス株式会社が策定した「東京海上ホールディングスコーポレートガバナンス基本方針」ならびにグループの「内部統制基本方針」および当社の「内部統制基本方針」に基づいた健全で透明性の高いコーポレートガバナンス態勢を構築しています。

### 1. 取締役会・監査役会

当社の取締役会は、2025年7月1日現在、9名の取締役（任期1年）で構成されています。また、監査役会は、社外監査役2名を含む3名の監査役で構成されています。社外監査役と当社との間には、特別な利害関係はありません。

### 2. 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、内部統制基本方針を定め、これに沿って経営管理、コンプライアンス、リスク管理、監査役監査の実効性確保等を含む内部統制システムを整備のうえ、業務の適正を確保するとともに企業価値の向上に努めています。また、内部統制システムの整備および運用状況については、モニタリングを実施し、取締役会がその内容を確認しています。さらに、モニタリングの結果等を踏まえ、内部統制システムの改善および強化に継続的に取り組んでいます。

### 3. 社外・社内の監査態勢

#### ■社外の監査・検査

当社は社外の監査・検査として「会社法に基づく監査法人による外部監査」等を受けています。

当社の会計監査人は、PwC Japan 有限責任監査法人です。

#### ■社内の内部監査態勢

グループ全体として実効性ある内部監査を効率的に実施できる態勢の実現を目指し、当社を含めた一部の東京海上グループ国内各社の監査機能を東京海上ホールディングス内部監査部に集約しています。

東京海上グループでは、内部監査について、「組織体に価値を付加し、組織体の業務を改善することを目的とした、アシュアランス業務およびアドバイザリー業務をいう。このうち、アドバイザリー業務とは、ガバナンス、リスクマネジメント、コントロールの各プロセスを対象として、内部監査を通じて得た知見等を踏まえ、組織体のステークホルダーに助言を提供する業務をいい、ステークホルダーとの合意に基づいて実施する。」と定義し、当社の全業務・全組織等を対象に内部監査を実施しています。内部監査結果については、取締役会等に報告しています。

## 内部統制基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに東京海上ホールディングス株式会社(以下、「東京海上 HD」という。)との間で締結された経営管理契約および東京海上 HD が定めた各種グループ基本方針等に基づき、以下のとおり、内部統制基本方針を定めます。

### 1. 東京海上グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1)当社は、東京海上グループ経営理念、東京海上HDとの間で締結された経営管理契約、「東京海上グループ グループ会社の経営管理に関する基本方針」をはじめとする各種グループ基本方針等に基づき、適切かつ健全な業務運営を行う。
- (2)当社は、事業戦略、事業計画等の重要事項の策定に際して東京海上HDの事前承認を得るとともに、各種グループ基本方針等に基づく取り組み、事業計画の実施状況等を取締役会および東京海上HDに報告する。
- (3)当社は、「東京海上グループ 経理に関する基本方針」に基づき、当社の財務状態および事業成績を把握し、株主・監督官庁に対する承認・報告手続、税務申告等を適正に実施するための体制を整備する。
- (4)当社は、「東京海上グループ 財務報告に係る内部統制に関する基本方針」に基づき、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
- (5)当社は、「東京海上グループ 情報開示に関する基本方針」に基づき、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備する。
- (6)当社は、「東京海上グループ ITガバナンスに関する基本方針」に基づき、ITガバナンスを実現するために必要な体制を整備する。
- (7)当社は、「東京海上グループ AIガバナンスに関する基本方針」に基づき、AIガバナンスを実現するために必要な体制を整備する。
- (8)当社は、「東京海上グループ データマネジメントに関する基本方針」に基づき、データマネジメントを実現するために必要な体制を整備する。
- (9)当社は、「東京海上グループ 人事に関する基本方針」に基づき、社員の働きがい、やりがいの向上、透明公正な人事および成果実力主義の徹底により、生産性および企業価値の向上の実現を図る。

### 2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、「東京海上グループ コンプライアンスに関する基本方針」に基づき、以下のとおり、コンプライアンス体制を整備する。
  - a.役職員が「東京海上グループ コンプライアンス行動規範」に則り、事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。
  - b.コンプライアンスを統轄する部署を設置するとともに、年度アクションプランを策定して、コンプライアンスに関する取り組みを行う。
  - c.コンプライアンス・マニュアルを策定するとともに、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施して、コンプライアンスの周知徹底を図る。

d.法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほか  
に、社内外にホットライン(内部通報制度)を設け、その利用につき役職員に周知する。

(2)当社は、「東京海上グループ 内部監査に関する基本方針」に基づき、被監査部門から独立した内部監査  
担当部署を設置するとともに、内部監査規程を制定し、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備す  
る。

### 3. リスク管理に関する体制

(1)当社は、「東京海上グループ リスク管理に関する基本方針」に基づき、以下のとおり、リスク管理体制を整  
備する。

a.リスク管理方針を定め、当社の事業遂行に関わる様々なリスクについてリスク管理を行う。

b.リスク管理を統轄する部署を設置するとともに、リスク管理方針において管理対象としたリスク毎に管理  
部署を定める。

c.リスク管理についての年度アクションプランを策定する。

(2)当社は、「東京海上グループ 統合リスク管理に関する基本方針」に基づき、統合リスク管理方針を定め  
るとともに、グループ全体の統合リスク管理の一環として、保有リスク量とリターンの状況を定期的にモニタ  
リングする。

(3)当社は、「東京海上グループ 危機管理に関する基本方針」に基づき、危機管理方針を定め、危機管理体  
制を整備する。

### 4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)当社は、経営管理契約に基づき、グループの経営戦略および経営計画に則って、事業計画(数値目標等  
を含む。)を策定し、当該計画の実施状況をモニタリングする。

(2)当社は、業務分担および指揮命令系統を通じて効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規  
程を定めるとともに、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築する。

(3)当社は、経営会議規則を定め、取締役等で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について協  
議・報告を行う。

### 5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含  
む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存および管理を行う。

### 6. 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項

(1)当社は、監査役の求めに応じ、監査役の監査業務を補助するための監査役直轄の事務局を設置し、監査  
業務を補助するために必要な知識・能力を具備した職員(専属を原則とする。)を配置する。

(2)監査役事務局に配置された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従  
事し、必要な情報の収集権限を有する。

(3)当該職員の人事考課、人事異動および懲戒処分は、常勤監査役の同意を得た上で行う。

### 7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 役職員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- (2) 当社は、監査役に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないように、必要な体制を整備する。
- (3) 役職員は、ホットライン（内部通報制度）の運用状況および報告・相談事項について定期的に監査役に報告を行う。

### 8. その他監査役への監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べることもできるものとする。
- (2) 監査役は、重要な会議の議事録、取締役が決裁を行った重要な稟議書類等については、いつでも閲覧することができるものとする。
- (3) 役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。
- (4) 内部監査担当部署は、監査に協力することなどにより、監査役との連携を強化する。
- (5) 当社は、監査役への職務の執行に係る費用等について、当社が監査役への職務の執行に必要でないことを証明したときを除き、これを支払うものとする。

### 9. 改廃

本方針の改定および廃止は、事前に東京海上 HD と協議した上で取締役会において決定する。ただし、軽微な修正はコーポレート第2部長が行うことができる。

以上

2009年1月26日制定

2025年4月1日改定

## コンプライアンスの徹底

当社は、常に高い倫理観を保ち、事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスを徹底します。また、東京海上グループ各社の全役職員が遵守すべきコンプライアンス行動規範「東京海上グループ コンプライアンス行動規範」に則り、コンプライアンスの徹底に取り組んでいます。

### 東京海上グループ コンプライアンス行動規範(骨子)

#### ■法令等の徹底

法令や社内ルールを遵守するとともに、公正で自由な競争を行い、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を行います。

#### ■社会との関係

社会、政治との適正な関係を維持します。

#### ■適切かつ透明性の高い経営

業務の適切な運営をはかるとともに、透明性の高い経営に努めます。

#### ■人権・環境の尊重

お客様、役職員をはじめ、あらゆる人の基本的人権を尊重します。また、地球環境に配慮して行動します。

### コンプライアンス推進態勢

「当社が目指すコンプライアンスの姿とは、適正な業務運営による経営理念の実現であり、適正な業務運営の取り組みは、当社社員の本来業務そのものである」という認識のもと、コンプライアンス推進態勢の強化を図り、全役職員がコンプライアンスの徹底に取り組んでいます。

当社ではコンプライアンスの統轄部門を設置し、会社全体におけるコンプライアンスの推進を行っています。

また各部では部長をコンプライアンスの責任者とし、役職員一人ひとりがコンプライアンス推進の担い手として、それぞれが所管する業務について主体的にコンプライアンスの推進、適切な業務運営に取り組んでいます。

なお、コンプライアンス上の問題を発見した場合には、速やかに統轄部門に報告・相談を行うことが義務付けられています。何らかの理由で通常のルートでの報告・相談を行うことが適当でないと判断した場合には、内部通報制度(各種ホットライン)を利用して匿名でも報告・相談を行うことができます。

## 反社会的勢力等への対応

当社は、「東京海上グループ 反社会的勢力等への対応に関する方針」に基づき、反社会的勢力等への対応に関する方針を定め、反社会的勢力等に対する態勢整備と毅然とした対応に努めています。

### 東京海上グループ 反社会的勢力等への対応に関する方針(概要)

#### 1. 基本的な考え方

当社は、経営理念およびコンプライアンス宣言に則り、反社会的勢力等との関係の遮断および不当要求等に対する拒絶を経営理念の実践における基本的事項として位置づけ、適切な対応を行うことに努めます。

#### 2. 対応方針

反社会的勢力等に対し、以下の(1)から(5)に基づき対応します。

##### (1)組織としての対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、担当者や担当部門だけに任せず、会社組織全体として対応します。また、反社会的勢力等からの不当要求等に対応する役職員の安全を確保します。

##### (2)外部専門機関との連携

反社会的勢力等からの不当要求等に備えて、平素より、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携関係の構築に努め、不当要求等が行われた場合には必要に応じ連携して対応します。

##### (3)取引を含めた関係の遮断

反社会的勢力等とは、業務上の取引関係(提携先を通じた取引を含む)を含めて、一切の関係を持つことのないよう努めます。また、反社会的勢力等からの不当要求等は拒絶します。

##### (4)有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

##### (5)裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力等からの不当要求等が、当社の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための裏取引は絶対に行いません。また、反社会的勢力等への資金提供は、リベート、利益上乗せ、人の派遣等、いかなる形態であっても絶対に行いません。

#### 3. 態勢整備

反社会的勢力等との関係を遮断するために、以下の態勢を整備します。

##### (1)社内体制(報告・相談体制等)の整備

##### (2)研修活動の実施

##### (3)対応マニュアル等の整備

##### (4)警察等外部機関等との連携 等

## 利益相反取引等の管理

当社では、「東京海上グループ 利益相反取引等の管理に関する方針」に則り、お客さまの利益が不当に害されることのないように、利益相反取引等の管理に努めています。

### 東京海上グループ 利益相反取引等の管理に関する方針(概要)

#### 1. 利益相反取引等

「利益相反取引等」とは、東京海上グループが行う取引等のうち、以下のものをいいます。

- (1) お客様の利益と東京海上グループの利益とが相反するおそれのある取引
- (2) お客様の利益が東京海上グループの他のお客様の不利益となるおそれのある取引
- (3) 東京海上グループが保有するお客様に関する情報をお客様の同意を得ないで利用する取引(本邦における個人情報保護法または東京海上グループ会社に適用されるその他の法令等の規定に基づく、あらかじめ特定された利用目的に係る取引を除きます。)
- (4) 上記(1)から(3)までに掲げるもののほか、東京海上グループのお客様の保護および東京海上グループの信用維持の観点から特に管理を必要とする取引その他の行為

#### 2. 利益相反取引等の管理の態勢

持株会社である東京海上ホールディングスは、東京海上グループの利益相反取引等の管理に関する事項を一元的に管理します。また、当社は、利益相反取引等の管理を統轄する部署を設置するなど、法令等に從い必要な態勢整備を行います。

#### 3. 利益相反取引等の管理の方法

東京海上グループは、利益相反取引等の管理を、以下の方法により実施してまいります。

- (1) 東京海上グループ各社が利益相反取引等のおそれがある取引等を行おうとする場合には、事前に東京海上ホールディングスに報告することとします。
- (2) 東京海上ホールディングスでは、報告された取引等について、お客様の利益を不当に害するまたは害する可能性があるとして判断した場合には、以下の方法による措置を講じます。
  - ① 当該取引を行う部門と当該取引に係るお客様とその他の取引を行う部門を分離する方法
  - ② 当該取引または当該取引に係るお客様とその他の取引の条件または方法を変更する方法
  - ③ 当該取引に伴い、当該取引に係るお客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該取引に係るお客様に適切に開示する方法
  - ④ 当該取引等に伴い、東京海上ホールディングスおよび東京海上グループ会社が保有するお客様に関する情報を利用することについて、当該お客様の同意を得る方法
  - ⑤ 当該取引等または当該取引に係るお客様とその他の取引を中止する方法
  - ⑥ その他、東京海上ホールディングスが必要かつ適切と認める方法

#### 4. 利益相反取引等の管理態勢の検証

東京海上ホールディングスは、東京海上グループの利益相反取引等の管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証してまいります。

## 個人情報への対応

### 個人情報の保護

当社は、お客さまの住所・氏名・契約内容等の情報を、業務上必要な範囲内において、適法で公正な方法により取得しています。その情報については、保険契約の引き受け・管理、適正な保険金の支払い、お客さまのニーズにあった保険商品・サービスのご案内等のために利用しています。

また、当社では、「個人情報の保護に関する法律」や関連ガイドライン等に基づき、社内諸規程を整備し、社内および代理店の教育、モニタリングを行い、情報管理の徹底に取り組むとともに、日々、態勢の改善に努めています。

お客さまの個人情報のお取り扱いに関しては下記の「お客さま情報の取扱方針」を定め、当社 Web サイト (<https://www.e-design.net/privacypolicy/>) で公表しています。

#### お客さま情報の取扱方針

イーデザイン損害保険株式会社(以下、「当社」といいます。 )は、お客さまの信頼をあらゆる事業活動の原点におき、損害保険事業を通じて、お客さまの豊かで快適な社会生活と経済の発展に貢献することを目指しています。このような理念のもと、当社は、「個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」といいます。 )」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「マイナンバー法」といいます。 )」その他の法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドライン、一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」および東京海上グループ プライバシーポリシーを遵守して、以下のとおり個人情報ならびに個人番号および特定個人情報(以下、個人番号および特定個人情報を総称して「特定個人情報等」といいます。 )を適正に取り扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。また、当社は、お預かりしている個人情報、特定個人情報等、仮名加工情報および匿名加工情報が業務上適切に取り扱われるよう、当社代理店および当社業務に従事している者等への指導および教育の徹底に努めます。なお、本方針の記載内容については、適宜見直しを行い、お客さま情報の保護および適正な活用についての取り組みの改善に努めていきます。

※本方針において、「個人情報」および「個人データ」とは、特定個人情報等を除くものをいいます。

#### 1. 個人情報の取得について

(特定個人情報等につきましては下記「9. 特定個人情報等の取り扱いについて」をご覧ください。)

当社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を取得します。

##### (1) 本人からの取得

当社は、保険契約の申込書、当社 Web サイト内のお手続きページ、保険金請求書、取引書類、付帯サービスの提供(専用アプリによる取得を含みます)、アンケート、お問い合わせ対応の記録、当社社員の募集に対する応募などを通じて個人情報を取得します。

また、各種ご連絡やお問い合わせ、ご相談等に際して、内容を正確に記録するために、通話内容の録音などにより個人情報を取得することがあります。

##### (2) 本人以外からの取得

当社は、東京海上グループ各社、業務委託先、取引先等その他の第三者から、または登記や住宅地図

等の公開されている情報を元に、個人情報を取得する場合があります。

また、当社は、個人データを第三者から取得する場合には、当該取得に関する事項(どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等)について確認・記録します。

## 2. 個人情報の利用目的について

(特定個人情報等につきましては下記「9. 特定個人情報等の取り扱いについて」をご覧ください。)

当社では、次の業務を実施する目的ならびに下記5. および6. に掲げる目的(以下「利用目的」といいます。)に必要な範囲内で個人情報を利用します。

利用目的は、お客さまにとって明確になるよう具体的に定め、当社 Web サイト等で公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、申込書、当社 Web サイト内のお手続きページ等に記載します。利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、当社 Web サイト等に公表します。

- (1) 当社、東京海上グループ各社およびそれらの提携先企業等が取り扱う損害保険、生命保険等の金融商品その他の商品・サービスならびにそれらに付帯、関連するサービス(以下総称して「当社等の商品・サービス」といいます。)の募集、案内、販売および管理
- (2) 保険契約の申し込みに係る適正な引き受けの審査
- (3) 当社等の商品・サービスの履行、維持管理、更新、保険料の通知・請求・返戻等、お問い合わせ・ご依頼への対応ならびに情報提供
- (4) 当社が有する債権債務の管理および債権の回収
- (5) 保険事故の受付および相談対応、事故に関する各種専門業者に係る情報の提供、各種専門業者の仲介、斡旋および紹介
- (6) 適正な保険金・給付金等のお支払い、保険金等の支払事由および保険事故に係る損害、事故原因の調査、保険金等の不正請求その他の不適正事案の防止および排除(関係先への照会および連携を含みます。)
- (7) 保険事故その他の危険の発生を防止する、もしくは軽減を図るための調査、分析および助言
- (8) 国内外の再保険会社との再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (9) 当社社員の採用ならびにそれらに係る面接・試験等の選考手続きおよび入社に係る諸手続き
- (10) 各種イベント・セミナーおよびキャンペーン等の案内、当社の業務および当社等の商品・サービスに関する各種情報の提供ならびにアンケートの実施
- (11) 市場調査、個々のお客さまに係る情報の集約および当該情報の照合を含むデータ分析、アンケートの実施等による当社等の商品・サービスの開発・品質向上(他の事業者、研究機関等と共同して行う場合を含みます。)
- (12) お客さまの閲覧履歴・購買履歴・属性等の情報を分析して実施する、お客さまの興味関心に応じた当社等の商品・サービスの広告宣伝、お客さまのニーズに適合した当社担当者・保険募集人の推薦・紹介およびお客さまに関する保険契約および事故情報等を用いたリスクの分析、予測に基づく適切な当社等の商品・サービスの提案
- (13) 情報システム、情報資産および業務用財産の保全、ならびに当社施設の安全管理
- (14) 他の事業者から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務

(15) その他、上記(1)から(14)に付随する業務ならびにお客さまとのお取引および当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務の遂行、ならびに持株会社による東京海上グループ各社の経営管理および共通重複業務

また、上記のほか、個別のサービス等に関する個人情報の利用目的を当該サービスの申込書や利用規約（当該サービスで使用されているアプリの利用規約を含みます。）などにおいて記載することがあります。利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第 18 条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

### 3. 個人データの第三者への提供について

（特定個人情報等につきましては下記「9. 特定個人情報等の取り扱いについて」をご覧ください。また、当社は、外国にある第三者に対して個人データを提供することがありますが、詳細は（[https://www.e-design.net/privacypolicy/popup\\_02.html](https://www.e-design.net/privacypolicy/popup_02.html)）をご覧ください。）

- (1) 当社は、次の場合を除いて、ご本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供しません。
- ・法令に基づき提供が許容される場合
  - ・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難である場合
  - ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難である場合
  - ・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
  - ・当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除きます。）
  - ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合（下記「4. 個人データおよび特定個人情報等の取り扱いの委託」をご覧ください。）
  - ・合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
  - ・当社のグループ会社および提携先企業との間で共同利用を行う場合（下記「5. グループ会社および提携先企業との共同利用について」をご覧ください。）
  - ・損害保険会社等との間で共同利用を行う場合（下記「6. 情報交換制度等について」をご覧ください。）
  - ・国土交通省との間で共同利用を行う場合（下記「6. 情報交換制度等について」をご覧ください。）
- (2) 当社は、法令で定める場合を除き、個人データおよび個人関連情報を第三者に提供した場合には当該提供に関する事項（どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等）について記録します。
- (3) 当社は、第三者から受領した個人関連情報を、当社が保有する他の情報と結びつける等して個人情報として利用することがあります。

### 4. 個人データおよび特定個人情報等の取り扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データおよび特定個人情報等の取り扱いを外部に委

託することがあります。当社が外部に個人データおよび特定個人情報等の取り扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定めて適切な委託先を選定し、委託契約を締結し、委託先における個人データの取り扱い状況を含む情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば次のような業務に関連して、個人データの取り扱いを委託しています。(4)については特定個人情報等を含みます。)

- (1) 保険契約の募集に関わる業務
- (2) 損害調査に関わる業務
- (3) 情報システムの保守および運用に関わる業務
- (4) 支払調書等の作成および提出に関わる業務
- (5) 保険契約の付帯サービスの提供に関わる業務

### 5. グループ会社および提携先企業との共同利用について

当社は、東京海上グループ各社および提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用します。特定個人情報等につきましては共同利用を行いません。

#### (1) 利用目的

上記「2. 個人情報の利用目的について」の(1)から(15)に記載した利用目的

#### (2) 個人データの項目

住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容、お問い合わせ・依頼等の内容、事故状況、保険金お支払い状況等の内容、ドライブレコーダーの記録内容、保険対象物件に関連する使用状況・地形・気象・災害等のデータ、位置情報、購買履歴、ウェブサイトの閲覧履歴、バイタルデータ、健康診断結果・レセプト・治療・投薬等のデータ、職業上の経歴・保有資格等、経済状況・家計・資産運用に関連するデータ

#### (3) 共同利用する事業者等

##### ①グループ会社

・東京海上ホールディングスのグループ会社は以下の URL をご覧ください。

(<https://www.tokiomarinehd.com/company/about/group.html>)

・東京海上日動のグループ会社は以下の URL をご覧ください。

(<https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/group/group.html>)

##### ②提携先企業

当社が個別のサービス等において提携先企業と個人データを共同利用する場合、当該共同利用に関する利用目的、個人データの項目の詳細、提携先企業および個人データ管理責任者は、当該サービスの申込書や利用規約(当該サービスで使用されているアプリの利用規約を含みます)などに記載して通知等いたします。

#### (4) 個人データ管理責任者

イーデザイン損害保険株式会社(住所および代表者の氏名等については会社概要のページをご覧ください。)

### 6. 情報交換制度等について

(特定個人情報等につきましては情報交換制度等の対象外です。)

- (1) 当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。詳細は一般社団法人日本損害保険協会の以下の URL をご覧ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/>)
- (2) 当社は、自賠責保険に関する適正なお支払いのために、損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。詳細は損害保険料率算出機構の以下の URL をご覧ください。  
(<https://www.giroj.or.jp/>)
- (3) 当社は、損害保険代理店の適切な委託および監督ならびに当社の職員採用等のために、損害保険会社等との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データおよび一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用します。詳細は一般社団法人日本損害保険協会の以下の URL をご覧ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/>)
- (4) 当社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間を満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のながきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人データを国土交通省へ提供し、同省を管理責任者として同省との間で共同利用します。詳細は国土交通省の以下の URL をご覧ください。  
(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/index.html>)

### 7. 信用情報の取り扱いについて

信用情報に関する機関(ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および当社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。)から提供を受けた情報につきましては、保険業法施行規則第 53 条の9に基づき、返済能力の調査の目的に利用目的が限定されています。

当社は、これらの情報につきましては、ご本人の返済能力に関する調査の目的以外には利用しません。

### 8. センシティブ情報の取り扱いについて

当社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する情報(本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、個人情報保護法第 57 条第 1 項各号もしくは個人情報保護法施行規則第 6 条各号に掲げる者により公開されているもの、および、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下「センシティブ情報」といいます。)を、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供しません。

### 9. 特定個人情報等の取り扱いについて

特定個人情報等は、マイナンバー法により利用目的が限定されており、当社は、その目的を超えて取得・利用しません。

当社は、マイナンバー法で認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。

### 10. ご契約内容および事故に関するご照会について

ご契約内容および保険金のお支払い内容に関するご照会については、当社 Web サイトでご案内のお問い合わせ先にお問い合わせください。ご照会者をご本人であることをご確認させていただいたうえで、対応します。

### 11. 個人情報保護法に基づく保有個人データおよび特定個人情報等に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等について

個人情報保護法に基づく保有個人データおよび特定個人情報等に関する事項の通知、開示（第三者提供記録の開示を含む）、訂正等・利用停止等に関するご請求（以下、「開示等請求」といいます。）については、下記「14. 苦情やご相談について」に記載の〈お問い合わせ先〉にご請求ください。ご請求者がご本人であることをご確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日回答します。利用目的の通知請求および開示請求については、当社所定の手数料をいただきます。

開示等請求の詳細につきましては以下の URL をご覧ください。

(<https://www.e-design.net/privacypolicy/popup.html>)

### 12. 個人データおよび特定個人情報等の管理について

当社では、個人データおよび特定個人情報等の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データおよび特定個人情報等の安全管理措置を講じます。具体的な安全管理措置の内容につきましては以下の URL をご覧ください。

([https://www.e-design.net/privacypolicy/popup\\_04.html](https://www.e-design.net/privacypolicy/popup_04.html))

### 13. 仮名加工情報・匿名加工情報の取り扱いについて

当社は、仮名加工情報および匿名加工情報を適正に取り扱います。仮名加工情報および匿名加工情報の取り扱いの詳細につきましては以下の URL をご覧ください。

([https://www.e-design.net/privacypolicy/popup\\_03.html](https://www.e-design.net/privacypolicy/popup_03.html))

### 14. 苦情やご相談について(上記「10.」以外)

当社は、個人情報、特定個人情報等、仮名加工情報（個人情報であるものを除きます。以下同じ。）および匿名加工情報の取り扱いに関する苦情およびご相談に対し適切かつ迅速に対応します。

当社の個人情報、特定個人情報等、仮名加工情報および匿名加工情報の取り扱いならびに個人データ、特定個人情報等、仮名加工情報および匿名加工情報の安全管理措置に関するご照会、ご相談は、下記までお問い合わせください。

また、当社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品、サービスのご案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。ただし、保険契約の維持および管理、保険金のお支払い等に関する連絡は対象となりません。

〈お問い合わせ先〉

イーデザイン損害保険株式会社 お客様相談ダイヤル

電話 0120-063-040

受付時間：平日 午前10時～午後6時（年末年始を除く）

住所および代表者の氏名等については会社概要の以下の URL をご覧ください。

(<https://www.e-design.net/company/about/>)

#### 15. 認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報、特定個人情報等、仮名加工情報および匿名加工情報の取り扱いに関する相談および苦情を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階

電話 03-3255-1470

(受付時間:午前9時～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く)

#### 16. その他

インターネットにおける情報収集については以下の URL をご覧ください。

([https://www.e-design.net/privacypolicy/popup\\_05.html](https://www.e-design.net/privacypolicy/popup_05.html))

(注)以上の内容は、弊社業務に従事している者の個人情報、特定個人情報等、仮名加工情報および匿名加工情報については対象としていません。

## 勧誘方針

### 勧誘方針

当社では以下の勧誘方針を定め、適正な金融商品の販売・勧誘に努めています。

#### お客さまへの販売・勧誘にあたって

##### お客さまの視点に立ってご満足いただけるように努めます

##### ■保険その他の金融商品の販売にあたって

- \* お客さまの商品に関する知識、購入経験、購入目的、財産状況など、商品の特性に応じた必要な事項を総合的に勘案し、お客さまのご意向と実情に沿った商品の説明および提供に努めます。
- \* お客さまにご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法での勧誘はいたしません。
- \* お客さまに商品についての重要事項を正しくご理解いただけるように努めます。また、販売形態に応じて適切な説明に努めます。

##### ■各種の対応にあたって

- \* お客さまからのお問い合わせには、迅速・適切・丁寧な対応に努めます。
- \* 保険事故が発生した場合には、迅速・適切・丁寧な対応と保険金等の適正な支払に努めます。
- \* お客さまのご意見・ご要望を商品開発や販売活動に活かしてまいります。

##### 各種法令を遵守し、保険その他の金融商品の適正な販売に努めます

- \* 保険業法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、消費者契約法、金融商品取引法、個人情報の保護に関する法律、その他の関係法令等を遵守します。
- \* 適正な業務を確保するために、社内体制の整備や販売にあたる者の研修に取り組みます。
- \* お客さまのプライバシーを尊重するとともに、お客さまに関する情報については、適正な取り扱いおよび厳正な管理をいたします。

以上の方針は「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」(平成 12 年法律第 101 号)に基づく弊社の「勧誘方針」です。

## リスク管理

### リスク管理方針

当社におけるリスクは、経営環境の変化などをを受けて、一層多様化・複雑化してきています。そのような中で、あらゆるステークホルダーの視点に立ったリスク管理を実施することは経営の重要な課題であると認識しています。

当社では、リスクを定性的・定量的側面から捉えて総合的なリスク管理態勢を構築しています。

### リスク管理方針

当社では、業務の健全性と適切性を確保し維持することを目的に「リスク管理方針」を定め、リスク管理に係る組織・体制、リスクの定義、レポーティングルール等、当社のリスク管理全般に関する基本的事項を明確化しています。

「リスク管理方針」に基づき、当社の業務遂行に伴い発生するリスクの洗い出しおよび特定、リスクの評価、リスクの制御、コンティンジェンシー・プランの策定、リスクのモニタリングという一連のプロセスを通じてリスク管理を実施しています。リスクの洗い出しおよび特定は、エマージングリスク<sup>※1</sup>も含めて実施しています。

また、当社の財務の健全性、業務継続性等に極めて大きな影響を及ぼすリスクは、「重要なリスク」として特定・評価の上、管理計画を策定して対応しています。これらは取締役会等に報告を行っています。

※1 環境変化等により、新たに現れてくるリスクであって従来リスクとして認識していないリスクおよびリスクの程度が著しく高まったリスク

### 統合リスク管理方針

当社では、倒産防止の観点ならびに当社の資本の有効活用を図る観点から、「統合リスク管理方針」に基づき、資本・リスクを一元的に管理する統合リスク管理を行っています。なお、統合リスク管理は当社を含む東京海上グループ全体で運営しており、この枠組みの中で当社の統合リスク管理態勢を整備しています。

当社が保有するリスクについて、所定のリスク保有期間および信頼水準に基づき、発生する可能性がある潜在的な損失額を定量化しています。定量化さ

れたリスクをもとに配分された資本の範囲内で適切な事業運営を行っています。リスクが顕在化した場合においても資本の範囲内で損失を吸収できるよう、適切にリスクをコントロールしています。

また、大規模な自然災害や金融市場の混乱等、経済的損失が極めて大きいと想定しているシナリオを用いたストレステストを実施することにより、事業継続の検証を行い、資本の十分性および資金の流動性に問題がないことを確認しています。

### 危機管理方針

当社では、お客さま等との関係に重大な影響が生じる、または当社業務に著しい支障が生じるような緊急事態が発生した場合の基本方針として、「危機管理方針」を定めています。

緊急事態が発生した場合は、この「危機管理方針」に基づき社長を本部長とする対策本部を設置する等、緊急事態下で必要な情報収集と具体的な対応策の企画・立案・指示・実施を行う態勢としています。

### 個別リスク管理

業務遂行に係る主要なリスクを特定し、各リスクについて個別に「リスク管理方針」を定めています。また、リスクごとに主管する部門を定めてリスク管理に取り組んでいます。主要なリスクの概要は次のとおりです。

#### ■保険引受リスク

保険引受リスクは、①商品の開発・改定に際して、適切な保険約款・保険料率の設定が行われないなど、

商品開発改定等に関するリスク②個別の保険契約の引き受けが当社の引受方針等に則って行われな  
いなど、個別契約引受に関するリスク③再保険等の  
適切な手配が行われないなどの再保険等に関するリ  
スクの3つからなります。再保険については、P.45 を  
ご参照ください。

### ■資産運用リスク

資産運用に係る①市場リスク②信用リスクの2つ  
からなります。市場リスクは金利・為替・株式等の市  
場変動、信用リスクは信用供与先の財務状況の悪化  
等により、損失を被るリスクをいいます。

### ■資金繰りリスク

当社の財務内容の悪化等を原因として資金流入  
の減少または資金流出の増加が生じることにより、  
当社が債務を履行できなくなるリスクまたは資金の確  
保にかかるコストが高くなるリスク等をいいます。

### ■事務リスク

社員等の業務上のミスや不正等によりお客さま・お  
取引先等へ悪影響を及ぼす、または当社が不利益を  
被るリスクをいいます。

### ■システムリスク

情報システムに関して、その停止または誤作動、  
不正使用、セキュリティ対策の不備等が原因となって、  
当社が直接、間接を問わず、損失を被るリスクをい  
います。

### ■情報漏えいリスク

役員・社員・外部委託先等の誤りや不正な処理等  
により、顧客情報や機密情報が漏えいし、当社が損  
失を被るリスクをいいます。

### ■法務リスク

事業活動に関連して発生する可能性がある①法  
令等を遵守しないことにより当社が損失を被るリスク  
②法的紛争の発生により当社が損失を被るリスク③  
法的判断または法的手続きを怠ること、またはその  
誤りにより当社が損失を被るリスクをいいます。

### ■人事労務リスク

①必要な人材の確保または育成が十分でないこと  
②人事運営に関する不満に起因する社員の士気の  
低下③不適切な労務管理に起因する社員またはスタ  
ッフの士気の低下または心身の健康障害により、当  
社の円滑な業務運営が阻害されるリスクをいいます。

### ■レピュテーションリスク

当社または当社業務に密接な関係を有するもの  
に関する否定的な評価・評判が流布されることにより、  
当社の信用やブランド価値等が損なわれ、結果的に  
不利益を被るリスクをいいます。

### ■事故・災害・犯罪リスク

事故・災害・犯罪に起因して、当社または当社業務  
に密接な関連を有するものの生命・身体・資産・情  
報・信用・業務遂行能力に被害が生じることにより、  
当社が損失を被るリスクをいいます。

## 資産運用

### 資産運用方針

当社では、保険金支払に備えた流動性の確保のため、預貯金による運用を行っています。

### 資産運用リスク管理態勢

当社では資金の運用に伴う信用リスクに対応するため、預入先の信用リスクの状況をモニタリングする態勢としています。

## 情報開示

### 情報開示

当社は、お客さま、社会、株主をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆さまの当社に対する理解を促進し、適正にご評価いただくために、当社に関する重要な情報(財務的・社会的・環境的側面の情報を含む)の公正かつ適時・適切な開示に努めています。

#### イーデザイン損保 Web サイト

自動車保険の商品・サービス情報や、会社情報などをタイムリーに当社 Web サイトで紹介しています。また、保険料のお見積もりやご契約のお申し込み・更新手続きなどを簡単かつスピーディーにできるようにし、お客さまの利便性向上に努めています。

(<https://www.e-design.net>)

#### ディスクロージャー誌

ステークホルダーの皆さまに当社の事業活動について幅広くご理解いただくために、毎年「イーデザイン損保の現状」を作成しています。

また、当社の持株会社である東京海上ホールディングスでは、ステークホルダーの皆さま向けにトップメッセージ、経営戦略、財務の状況などをわかりやすくご説明するため「統合レポート(東京海上ホールディングスディスクロージャー誌)」を作成しています。

#### 公式 SNS

X(旧 Twitter)では、公式情報のほかコミュニケーションの創出として、事故のない世界に向けた当社の取り組みや自動車保険にまつわる情報、時節にあった投稿など、お客さまに近い視点での情報を発信しています。

YouTube では、放映中の CM や補償・特約のご説明、「Safe Drive With」の取り組みなどを発信しています。

SNS	URL
X	<a href="https://x.com/edesign_ande">https://x.com/edesign_ande</a>
YouTube	<a href="https://www.youtube.com/@edesign_ande">https://www.youtube.com/@edesign_ande</a>

※2025年7月時点の URL です。

# サステナビリティの考え方

当社の事業活動は、多くのステークホルダーの皆様からのご支持があってこそ成り立つものです。当社では、サステナビリティの取り組みは「経営理念の実践」そのものであるととらえ、「東京海上グループ サステナビリティ憲章」に基づきサステナビリティを徹底的に実践していくことで、ステークホルダーの皆様提供価値を高めていきたいと考えています。

## 東京海上グループ サステナビリティ憲章

東京海上グループでは、サステナビリティを実践するための行動指針として、「東京海上グループ サステナビリティ憲章」を定めています。

### 東京海上グループ サステナビリティ憲章

以下の行動原則に基づいて経営理念を実践し、社会とともに持続的成長を遂げることにより、「企業の社会的責任(CSR)」を果たします。



#### 商品・サービス

・広く社会の安心と安全のニーズに応える商品・サービスを提供します。



#### 人間尊重

- ・すべての人々の人権を尊重し、人権啓発に積極的に取り組みます。
- ・安全と健康に配慮した活力ある労働環境を確保し、人材育成をはかります。
- ・プライバシーを尊重し、個人情報管理を徹底します。



#### 地球環境保護

・地球環境保護がすべての企業にとって重要な責務であるとの認識に立ち、地球環境との調和、環境の改善に配慮して行動します。



#### 地域・社会への貢献

・地域・社会の一員として、異なる国や地域の文化や習慣の多様性を尊重し、時代の要請にこたえる社会貢献活動を積極的に推進します。



#### コンプライアンス

・常に高い倫理観を保ち、事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスを徹底します。



#### コミュニケーション

・すべてのステークホルダーに対して、適時適切な情報開示を行うとともに対話を促進し、健全な企業運営に活かします。



「持続可能な開発目標(SDGs)」は、世界が2030年に向けて、貧困や飢餓、エネルギー、技術革新、気候変動等の課題を解決し、持続可能な発展を実現するための目標です。

東京海上グループは、あらゆる事業活動を通じて、気候変動や自然災害、人口動態変化、技術革新、格差拡大等の課題解決に取り組んでおり、これからも、ステークホルダーの皆様と連携・協働し、保険・リスクマネジメントの専門性を活かし、SDGsの達成に貢献していきます。

# サステナビリティの取り組み

## サステナビリティの取り組み

### 社員参加型の社会貢献活動の推進

当社では、社員の社会貢献活動参加率延べ 100% を目標に掲げ、さまざまなサステナビリティイベントを社内で開催し取り組みを推進しています。2024 年度の主な取り組みは以下のとおりです

#### 1. ウェス(使い捨て雑巾)作り

T シャツやタオルなどを裁断し、高齢者施設などで使用されるウェス(使い捨て雑巾)を約 800 枚作成し、「ボランティア活動センターこくぶんじ」に送付しました。

#### 2. 清掃活動

東京都新宿区の取り組み「秋の地域ごみゼロ運動」に参加し、本社周辺地域にて清掃活動を2回に渡り実施し、延べ 53 名の社員が参加しました。

#### 3. 東日本大震災 被災地復興支援活動

毎年岩手県盛岡市で開催される東日本大震災の追悼行事「祈りの灯火」の会場で当日灯される灯ろうを 96 個作成しました。



### 環境にやさしいビジネスモデルの構築

当社は、インターネットを活用した損害保険会社の特性を活かし、できるだけ紙資源を使わず環境にやさしいビジネスモデルの構築を目指しています。

具体的には、ご契約者はスマートフォンから、事故の連絡や事故対応状況の確認、契約内容の変更・更新手続きなどのサービスをご利用いただくことができます。また、これから自動車保険の加入を検討されるお客さまについても、見積もりから申し込みまでの一連の手続きを、スマートフォンを通じて完結いただくことができます。

当社は、今後もスマートフォンを含めたインターネットでの各種サービスの提供において、より環境にやさしいビジネスモデルを追求してまいります。

## 日本損害保険協会としての社会貢献活動

当社では、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、事故、災害および犯罪の防止・軽減にむけて、さまざまな社会貢献活動に取り組んでおり、2015年9月に国連サミットにて採択されたSDGs(Sustainable Development Goals)の達成にも貢献しています。

日本損害保険協会の主な取り組みは以下のとおりです。

### 1. 交通安全対策



#### (1) 交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険の運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援などに活用しています。

- ・自動車事故防止対策: 高齢者の交通事故防止に関する研究支援、交通事故防止用機器の寄贈、飲酒運転防止事業支援など
- ・自動車事故被害者支援: 高次脳機能障害者支援、脊髄損傷者支援、交通遺児支援、グリーフケア事業・研究への支援など
- ・救急医療体制の整備: 高規格救急自動車の寄贈、救急外傷診療の研修会費用補助など
- ・自動車事故の医療に関する研究支援
- ・適正な医療費支払のための医療研修など

#### (2) 交通安全啓発活動

##### ① 交差点事故防止活動

交差点における事故低減を目的として、47都道府県の事故多発交差点ワースト5の特徴や注意点などをまとめた「全国交通事故多発交差点マップ」を毎年損保協会ホームページで公開し、ドライバーや歩行者、自転車利用者など、交差点を通行するすべての方への啓発を行っています。

##### ② 自転車事故防止活動

自転車事故の実態やルール・マナーの解説とともに、自転車事故による高額賠償事例や自転車事故に備える保険などを紹介した冊子と事故防止の啓発チラシを作成し、講演会や交通安全教室・イベントなどを通じて自転車事故の防止を呼びかけています。



##### ③ 高齢者の交通事故防止活動

高齢者が運転時や歩行時に当事者となる交通事故が多く発生していることから、反射材つき啓発チラシの提供や映像コンテンツの公開などを通じて事故防止を呼びかけています。



##### ④ 飲酒運転防止活動

企業や自治体における飲酒運転防止の教育・研修で使用する手引きとして「飲酒運転防止マニュアル」を作成するとともに、自治体や警察と連携し、飲酒運転による事故のない社会の実現に向けて啓発活動を行っています。



##### ⑤ 後部座席シートベルト着用推進

シートベルト着用の有効性を解説し、着用率を上げるために後部座席シートベルト着用推進チラシを作成し、損保協会ホームページで公開しています。

## 2. 防災・自然災害対策



### (1) 地域の安全意識の啓発

#### ① 幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及

幼児向けに、安全・安心の「最初の第一歩」を学んでもらうため、遊びながら災害から身を守るポーズが学べる防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」を作成しています。毎年、全国各地での防災イベントや幼稚園、保育所、小学校低学年の行事や授業などで活用されています。

#### ② 小学生向け安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及

子どもたちが楽しみながら、まちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全に関する施設・設備を発見してマップにまとめる「ぼうさい探検隊」の取り組みを通じ、安全教育の推進を図っています。

また、万一の事態が起こったとき、直ちに身を守る行動に繋がれるよう、大人と子どもと一緒に防災、防犯、交通安全について学べる事前学習型の教材(手引き)を作成し、子どもたちの安全教育の推進に取り組んでいます。



#### ③ 中学生・高校生向けの防災教育教材の提供

自然災害によるリスクやその備えを学んでもらうため、教育現場で幅広く活用いただく際の手引きとして「防災教育副教材」を作成し、防災教育の推進を図っています。

### (2) 地域の防災力・消防力強化への取り組み

#### ① 軽消防自動車の寄贈

地域の防災力強化を目的として、小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国の自治体や離島に寄贈しています。これまでの寄贈台数は 3,521 台<sup>※1</sup>となっています。

※1 1952～2024 年度までの累計、軽消防自動車以外の消防資機材も含んだ総数。

#### ② 防火ポスターの制作

家庭や職場・地域における防火意識の高揚を図り、社会の安全・安心に貢献するため、総務省消防庁の協力を得て、全国統一防火標語を掲載した防火ポスター(総務省消防庁後援・20 万枚)を作成しています。同ポスターは、全国の消防署をはじめとする公共機関などに掲示されるほか、各種の防火意識啓発・PRなどに使用されます。



年度	全国統一防火標語
2025 年度	急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし
2024 年度	守りたい 未来があるから 火の用心
2023 年度	火を消して 不安を消して つなぐ未来
2022 年度	お出かけは マスク戸締り 火の用心
2021 年度	おうち時間 家族で点検 火の始末

#### ③ ハザードマップなどを活用した自然災害リスクの啓発

自治体などが作成しているハザードマップの活用にあたり、自然災害に対する日頃からの備えや対策を多くの方に促すことを目的として、副読書「ハザードマップと一緒に読む本」やeラーニングコンテンツ「動画で学ぼう！ハザードマップ」のほか、チラシ「水災への備え、本当に大丈夫ですか？」や同チラシの内容をベースに制作した啓発動画などを損保協会ホームページ上に公開し、啓発活動を進めています。

#### ④ 防災情報サイト「そんぽ防災 Web」での情報発信・ツール提供

「そんぽ防災 Web」を通じて、防災に役立つ情報やツールを提供しています。本サイトでは、「災害時の損害保険等の手続き・減免措置」や「被災したときに受けられる保険金以外のお金に関連する制度」を紹介しています。このほか、当協会の防災コンテンツ(動画やリーフレットなど)や過去の主な風水害の支払い保険金データなど、災害への備えに役立つコンテンツを利用者別・目的別に分かりやすく掲載しています。

### 3. 不正請求対策



#### (1) 自動車盗難の防止

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に 2001 年の発足当初から参画し、自動車盗難防止対策に取り組んでいます。

#### (2) 住宅修理業者に関するトラブルへの注意喚起

住宅修理(リフォーム)に関し、「保険が使える」などと勧誘する業者と保険契約者とのトラブルが急増しています。

このようなトラブルに巻き込まれないよう注意を呼びかけるため、消費者庁・金融庁・警察庁・独立行政法人国民生活センターおよび一般社団法人日本損害保険代理業協会の協力を得て、注意喚起チラシを作成しています。

また、より広く消費者の皆様にご覧いただくための動画も作成し、損保協会ホームページで公開しているほか、WEB バナー広告を出稿し、消費者の皆様へ住宅修理サービストラブルへの注意を呼びかけています。

さらに、業者とのトラブルなどでお困りの方からのご相談を受け付ける「保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル」を設置し、被害防止に取り組んでいます。

#### (3) ロードサービス業者に関するトラブルへの注意喚起

自動車の故障時に、インターネット広告に表示されたロードサービス業者に対処を依頼したところ、事前に説明のなかった高額な費用を請求されるといった消費者トラブルが急増しています。このようなトラブルに巻き込まれないために、事故だけでなく自動車の故障の場合でも、自動車保険を契約している損害保険会社または保険代理店に連絡いただくよう、消費者へ注意を呼びかけています。

#### (4) 保険金不正請求ホットラインの運営

2013 年1月から「保険金不正請求ホットライン」を開設して、損害保険の保険金不正請求に関する情報を収集し、損害保険各社における対策に役立てています。



#### (5) 保険金詐欺防止ポスターの作成・掲出

保険金詐欺防止ポスターを作成し、会員会社や損害保険代理店などに掲出し、保険金詐欺が重罪<sup>※2</sup>であることを周知するとともに、保険金詐欺をたくらむ人物への牽制を図っています。

※2 「刑法第246条第1項 人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。第2項 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。」



#### (6) 保険金不正請求防止啓発動画の作成・公開

保険金の不正請求防止に関する理解を深めただけにとともに、保険金不正請求ホットラインを周知し情報を寄せていただくことを目的に、啓発動画を作成し損保協会ホームページやYouTubeに公開しています。

#### (7) 保険金不正請求の検知を目的としたシステムの運営

2018 年 10 月から保険金不正請求疑義事案の検知を目的としたシステムを運用しています。保険金請求歴や不正請求防止に関する情報を各社間で共有することで、不正請求対策に役立てています。

#### 4. 環境問題への取り組み



##### (1) 気候変動対応の推進

気候変動は生命や生活基盤、経済システムを広く脅かす重大なリスクであり、グローバルな対応が求められています。これらに関する損保業界への期待に応え、サステナブルな社会への円滑な移行に貢献すべく、2021年7月に「気候変動対応方針」を策定しています。また、「気候変動ガイドブック」および「気候変動特設ページ」を公開するとともに、業界内の知見を深めるため実務者による勉強会（意見交換会）を開催し、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいます。

##### (2) 環境問題に関する目標の設定

「経団連 カーボンニュートラル行動計画」および「経団連 循環型社会形成自主行動計画」に参加し、CO<sub>2</sub> 排出量の削減および廃棄物排出量の削減などについて、損害保険業界としての目標を設定し、その実現に向けて取り組んでいます。

##### (3) 環境取組みに関する行動計画

「環境取組みに関する行動計画」を策定し、環境問題に取り組んでいます。

###### 【具体的行動計画】

1. 損害保険業を通じた取組み
2. 社外への情報発信
3. 地球温暖化対策
4. 循環型経済社会の構築
5. 社内教育・啓発
6. 環境マネジメントシステムの構築と環境監査
7. 他の企業や組織等との協働
8. 環境関連法規等の遵守

##### (4) 自動車リサイクル部品活用の推進

限りある資源を有効利用することにより、廃棄物を削減し、地球温暖化の原因となっている CO<sub>2</sub> の排出量を抑制することを目的として、自動車の修理時におけるリサイクル部品の活用推進に取り組んでいます。



##### (5) エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の取り組みを推進するため、普及啓発に取り組んでいます。



(参考) 上記の1. ～4. の取組みに対し、業界全体で18億6283万円(2024年度予算ベース)を拠出しています。

## 商品・サービスについて

保険の仕組み .....	44
取扱商品 .....	47
新商品の開発状況.....	47
事故対応サービス.....	48
各種サービス.....	49

## 保険の仕組み

### 保険の仕組み

#### 保険制度

保険制度は、多数の人々が保険料を負担しあい、偶然の事故にあわれた一部の人々に保険金をお支払いする仕組みです。このように保険には、相互にリスクを分散し、経済的補償を行うことにより、個人生活と企業経営の安定を支える社会的機能があります。

#### 損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然な事故によって生ずることのある損害を補償することを約束し、保険契約者がそれに対して保険料を支払うことを約束する契約(有償・双務契約)です。なお、損害保険は無形の商品ですので、保険約款でその内容を定めています。保険約款には、当社と契約者・被保険者(保険の補償を受けられるかた)の権利・義務が具体的に記されています。また、当事者の合意のみで成立する諾成契約という性格を有していますが、契約引受の正確を期すために、Web サイト上で保険契約者から申し込みの意思表示を受けた後に、契約が成立した旨を契約確認画面に表示しています。

#### 保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、当社が金融庁から認可を取得したものを適用しています。保険料は、純保険料(保険金のお支払いに充てられる部分)と付加保険料(保険会社の運営に必要な経費などに充てられる部分)から成り立っています。

なお、損害保険料率算出機構は、自動車保険の純保険料率を参考純率として算出し、会員保険会社に提供しています。

### 契約の流れ

#### 保険の募集

当社では、インターネットや代理店などを通じた保険募集を行っています。

#### 商品内容の説明

Web サイト上に、「商品説明ページ」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)」「しおり・約款」などを掲載し、商品内容をわかりやすく説明しています。

#### 契約内容のご確認と保険契約の申し込み

ご契約の引き受けや保険料の決定に必要な情報として保険会社が保険契約の締結の際に質問する事項(告知事項)について、ありのままにご回答いただけます。

万一告知いただいた内容が事実と異なる場合や告知いただかない場合には、保険契約を解除の上、保険金をお支払いできないことがあります。

また、当社ではご契約にあたり、Web サイトなどでお客さまの意向を把握し、その意向に沿ったご契約内容であることを確認させていただき取り組みを実施しています。

### 保険料のお支払い

保険料のお支払いはクレジットカードなどの方法をご利用いただけます。

保険期間が始まった後でも、当社が一括払の保険料または12回払の第1回保険料を領収する前に生じた事故に対しては、保険金をお支払いできません<sup>※1</sup>。

また、12回払のご契約においては、定められた期日までに2回目以降の保険料のお支払いがない場合は、保険金をお支払いできません。

※1 継続契約時の保険料の払込みに関する特約が付帯される場合は、その規定によります。

### 追加保険料の請求・保険料の返還

保険期間中に保険契約の内容に変更が生じた場合は、追加保険料の請求や保険料の返還を行うことがあります。保険契約が失効した場合や解除された場合には、保険約款の規定にしたがって保険料を返還します(ただし、返還できない場合もあります)。

### 保険証券などの内容の確認

保険契約後、保険契約者は、マイページ上に表示する保険証券または契約情報画面で契約内容をご確認いただけます。

### 契約後にご注意いただきたいこと

#### 1. 契約内容に変更が生じた場合には、ご連絡ください。

ご契約後に保険証券などに記載されている内容に変更が生じた場合には、マイページで契約内容変更のお手続きをいただくか、または当社お客さまサポートセンターにご連絡いただく必要があります。

お手続きやご連絡をいただけない場合には、変更が生じたときからご連絡いただくまでの期間の事故による損害について、保険金をお支払いできないことがあります。

#### 2. 保険証券などを適宜ご確認ください。

事故が起きたとき、すでに保険期間が終了していたり、契約内容変更のお手続きを忘れていたりすることのないように、保険証券などを定期的にご覧いただき、保険期間や契約内容をご確認いただくことが重要です。

### クーリング・オフについて

お客さまが契約をお申し込みいただいた日からその日を含めて8日以内であれば、違約金などを負担することなくお申し込みの撤回または解除を行うことができます。

### 再保険について

当社は、過大なりスクを保有することで経営の安定を阻害することがないよう、当社が定める方針に基づき、東京海上日動火災保険株式会社と再保険契約を締結して、保険責任の一定割合を移転しています。同再保険に付すことにより、巨大台風による風水災などの際にも、当社が自ら負担する支払責任額を、資本金と比較して十分に低い額にコントロールしています。

事故発生から保険金お受け取りまでの流れ

1. 事故の発生

事故が発生した場合、まず負傷者の救護等の緊急措置や車両の移動等による二次災害の防止を行うとともに、警察署や消防署等へ通報してください。また、お相手のかたがいる場合は、住所・氏名・連絡先・加入保険会社等をできるだけその場で確認してください。

2. 事故のご連絡

緊急措置後は、速やかに「事故受付センター」までご連絡いただき、証券番号、契約者名、事故の日時・場所、事故発生状況、届出警察署等をお伝えください。「事故受付センター」では、24時間365日フリーダイヤル(無料)で全国各地のお客さまからの事故のご連絡・ご相談をお受けしています。また、当社 Web サイトでも24時間365日受け付けています。

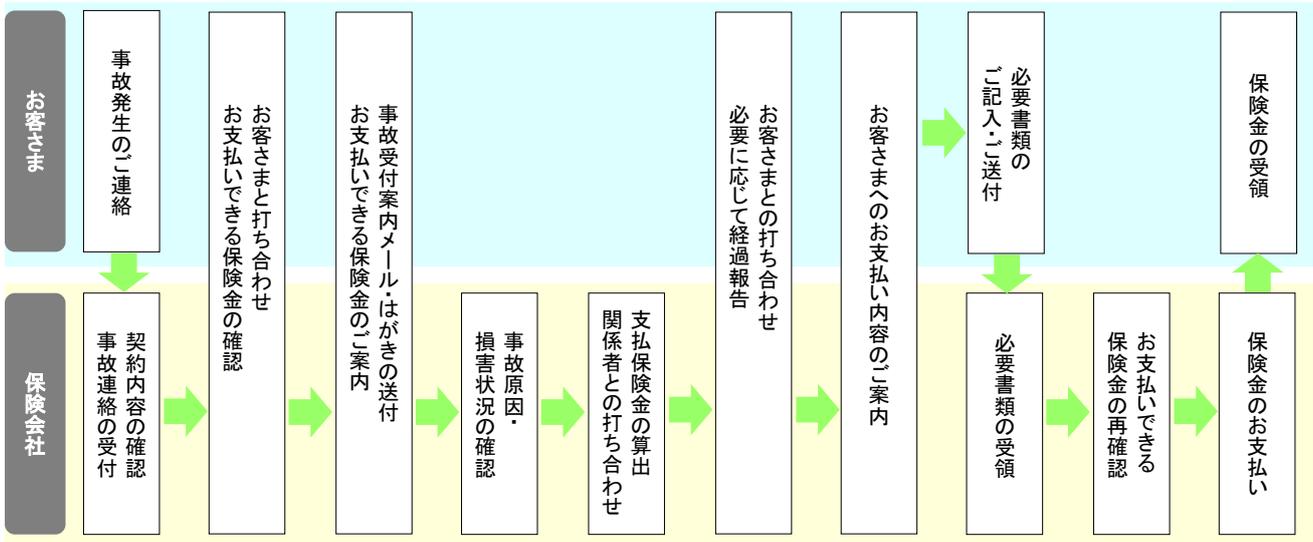
3. 損害状況の確認、保険金の算出

契約の内容を確認の上、お支払いできる保険金や必要書類についてご案内します。また、事故の原因や発生した損害を確認すべく、全国のネットワークを通じて、事故車両の確認や、被害者・関係者(修理工場・病院等)との打合せを行います。必要に応じてお客さまとの打ち合わせを行った上で、お支払いできる保険金を漏れなく算出し、お客さまにご案内します。

4. 保険金請求書等の授受、保険金のお支払い

お支払い手続きに必要な書類等をご記入の上、提出いただきます。所定の書類を受領し、必要な事実確認を実施した後、迅速にお客さまのご指定に従い保険金を支払います。

【お支払いまでの一般的な流れ】



【保険金のお支払いに必要な書類(例)】

必要書類については事故の形態によって異なる場合があります。また、そのほかの書類の提出をお願いすることもありますので、詳細については当社担当までお問い合わせください。

自動車保険	自賠責保険
保険金請求書	保険金請求書
交通事故証明書	交通事故証明書
事故発生状況報告書	事故発生状況報告書
示談書	診断書
修理費用見積書	診療報酬明細書
事故車両の写真	休業損害証明書
診断書	交通費等明細書・領収証
診療報酬明細書	印鑑証明書
休業損害証明書	等
交通費等明細書・領収証 等	

## 取扱商品

### 取扱商品

#### 自動車保険 &e(約款名:総合自動車保険)

「相手方への補償」「お車によるケガの補償」「ご自身のお車の補償」「その他の補償」「サービス」で安心をお届けする自動車保険です。

これまでの保険の安心はそのままに、一人ひとりの運転データを分析し、手元のアプリから日々の安全運転をサポートする自動車保険です。

ネット自動車保険ならではのリーズナブルな保険料で、充実した補償・サービスと東京海上グループ品質の安心の事故対応を提供します。

#### 自動車損害賠償責任保険

自動車損害賠償保障法に基づき、原則としてすべての自動車について加入が義務付けられている、人身事故のみ対象の賠償責任保険(強制保険)です。

## 新商品の開発状況

### 新商品の開発、約款・料率の主な改定

(2022年4月～2025年4月)

2023年4月	&eの約款・料率改定(個人賠償責任補償特約の補償拡大・新車割引の改定など)
2024年4月	&eの料率改定(インターネット割引の導入・紹介割引の改定など)
2025年1月	&eの特約新設(ペット搭乗中傷害補償特約、入院時ペット諸費用特約および自転車傷害補償特約(一時金払))および料率改定 など

# 事故対応サービス

## 事故対応サービス

### 東京海上グループの経験と実績を活かしたサポート体制

お客さまが万一事故にあわれたときに、東京海上グループのこれまでの経験と実績を活かしたサポート体制でお客さまに確かな安心・安全をお届けします。

#### 24 時間 365 日事故受付

事故にあわれたお客さまの不安な気持ちを少しでも和らげられるよう、万全の体制で、24 時間 365 日事故のご連絡をお受けします。さらに「受付」だけでなく、「初期対応」までその日のうちに実施します<sup>※1</sup>。

事故はいつ起こるかわかりません。万一に備え「いつでも」お客さまをサポートする体制を整えています。

※1 お客さまのご要望に応じて被害者への連絡、代車手配、医療機関・修理工場への連絡などを行います。受付時間により、当日中に各所への連絡を実施できないことがあります。

#### 【事故受付センター】

0120-097-050

24 時間 365 日、携帯電話もご利用いただけます。

#### 専任担当者制

事故受付後の対応から解決に至るまで、経験豊富な専任担当者がお客さまの窓口として、責任をもって事故解決にあたります。

また、全国の損害調査ネットワークと弁護士ネットワークで、担当者とともにお客さまをサポートします。

お客さまのご要望に応じて、電話に加え、メールやマイページ上での事故対応の状況報告、保険を利用された場合の更新保険料のシミュレーションサービスを行っています。

#### 再審査請求制度

当社では、保険金のお支払いの公正性を確保する制度として、「再審査請求制度」を設けています。

担当の事故対応サービスセンターが、契約内容に照らして保険金のお支払い対象外と判断し、お客さま（契約者・被保険者等）が、その判断内容にご了承いただけない場合、お客さまからの審査請求に基づきご利用いただく制度です。

外部の委員（医師・弁護士）により構成される「保険金支払審査委員会」（非公開）が、保険金をお支払い対象外とする「当社判断の適切性」について「法的または医学的な観点」で審査を行い、結果をお客さまへ書面でご連絡します。

ただし、法的または医学的な判断を行うという「保険金支払審査委員会」の目的には適さないと判断される事案や、紛争解決手続等で審議される事案等、本制度の対象外としている事案がありますので、詳しくは、担当の事故対応サービスセンターまでお問い合わせください。

#### 保険金請求ご相談窓口

保険金のお支払いについては、担当者のほかに、ご相談専用窓口として「保険金請求ご相談窓口」を設けています。さまざまな角度からお客さまの疑問や不安にお応えします。

#### 事故時のインターネットサービス

事故に関する最新の情報をご案内する安心のコンテンツです。事故にあわれた際には、以下の機能をご利用いただけます。

##### 1. 事故の連絡

マイページから、簡単に事故の連絡ができます。

##### 2. 事故対応状況の確認

マイページから、事故解決に向けた最新かつ詳細な事故対応状況を確認することができます。もちろん、メールや電話、郵送による事故対応状況のご報告も実施しています。

##### 3. 事故の相談

マイページから、担当者へのお問い合わせなどを自由に書き込むことができます。担当者からの回答も、この機能からご覧いただけます。

## 各種サービス

### 各種サービス

#### ロードサービス

事故や故障などお車の突然のトラブルの場合も安心。24 時間 365 日、万全のサポート体制でスピーディーに対応します。

- ・ レッカーサービス
- ・ 引き上げ・引き降ろしサービス
- ・ 応急対応サービス
- ・ 燃料切れ時ガソリン配達サービス
- ・ 故障相談サービス
- ・ 情報提供サービス

#### 安全運転支援サービス

&e アプリが日々の安全運転をサポートします※<sup>1</sup>。

- ・ 運転傾向がわかる運転スコア判定
- ・ 安全な運転のためのヒントが詰まった運転テーマを配信
- ・ 安全運転を意識し、ハート(ポイント)をためてプレゼントと交換

※<sup>1</sup> 保険開始日が 2024 年 12 月 31 日以前の契約では、お車にセンサーを設置した上で、スマートフォンとペアリングが必要です。

#### 衝撃検知サービス

事故の衝撃を自動検知すると、アプリに届いた通知から1タップで事故連絡が可能です。事故の衝撃の前後数秒間の状況を自動で記録します※<sup>2</sup>。

※<sup>2</sup> 保険開始日が 2024 年 12 月 31 日以前の契約では、お車にセンサーを設置した上で、スマートフォンとペアリングが必要です。

#### セコム事故現場急行サービス

事故現場で不安なお客さまの元に、セコムの緊急対応員がいち早くかけつけ、サポートします。24 時間 365 日対応します。

- ・ 救急車の手配、警察への連絡
- ・ レッカーやタクシーの手配
- ・ 事故状況やお困りの点をヒアリング
- ・ 相手方から事故状況をヒアリング
- ・ 事故現場や車両の写真を撮影

#### メディカルコールサービス

事故時だけでなく、日常生活でのおからだの不調やお悩みも 24 時間 365 日サポートします。

- ・ 医療相談、医療機関案内
- ・ 記憶サポートデスクダイヤル
- ・ 教えて！からだナビ！（医療相談 Q&A サイト）
- ・ 専門医相談サービス(予約制)※<sup>3</sup>

※<sup>3</sup> イーデザイン損保での契約2年目以降のお客さまへの特別なサービスです。

#### 臨床心理士カウンセリング

事故のあと、「事故による心理的な不安がなくならない」そのような症状が続く場合、こころの専門家である「臨床心理士」によるカウンセリングを受けられます。

#### セレクトガレージ(提携修理工場)紹介サービス

事故でお車の修理が必要な場合に、お客さまのご要望に応じてセレクトガレージ(提携修理工場)をご紹介します。セレクトガレージに修理をご依頼いただくと、引取・納車・代車などのサービスを無料で利用できます。

## 業績データ

事業の状況 .....	51
経理の状況 .....	60

## 事業の状況

## 主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

項目	年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
正味収入保険料 (対前期増減(△)率)		33,132 (4.6%)	33,735 (1.8%)	29,850 (△11.5%)	27,378 (△8.3%)	29,365 (7.3%)
経常収益 (対前期増減(△)率)		33,749 (6.5%)	33,748 (△0.0%)	36,117 (7.0%)	31,944 (△11.6%)	29,826 (△6.6%)
保険引受損益		4,714	1,072	△195	△5,018	△4,844
経常損益		4,694	1,049	△251	△5,048	△4,874
当期純損益		4,037	919	△317	△10,361	△4,924
正味損害率		53.5%	58.1%	74.4%	84.6%	76.2%
正味事業費率		28.6%	34.8%	47.3%	50.5%	39.4%
利息及び配当金収入 (対前期増減(△)率)		2 (△20.3%)	1 (△46.6%)	1 (△5.4%)	0 (△23.8%)	14 (1729.1%)
運用資産利回り (インカム利回り)		0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.05%
資産運用利回り (実現利回り)		0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.05%
時価総合利回り		0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.05%
資本金の額 (発行済株式総数)		29,303 (5,959千株)	29,303 (5,959千株)	29,303 (5,959千株)	35,303 (13,459千株)	35,303 (13,459千株)
純資産額		11,434	12,354	12,037	13,675	8,751
総資産額		57,242	59,252	51,523	48,266	43,364
特別勘定又は積立勘定として 経理された資産額		—	—	—	—	—
責任準備金残高		20,834	22,172	17,215	14,949	15,676
貸付金残高		—	—	—	—	—
有価証券残高		—	—	—	—	—
単体ソルベンシー・マージン比率		581.8%	647.2%	556.6%	683.1%	463.0%
自己資本比率		19.9%	20.8%	23.4%	28.3%	20.2%
配当性向		—%	—%	—%	—%	—%
従業員数		298名	315名	322名	386名	387名

(注) 1. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

2. 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料

## 保険事業の状況

## 元受正味保険料(含む収入積立保険料)及び1人当たり保険料

(単位:百万円)

種目	年度	2022年度		2023年度		2024年度			
		構成比	増収率	構成比	増収率	構成比	増収率		
			%		%		%		
火災	—	—	—	—	—	—	—		
海上	—	—	—	—	—	—	—		
傷害	—	—	—	—	—	—	—		
自動車	29,968	100.0	△11.2	27,631	100.0	△7.8	29,668	100.0	7.4
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	29,968	100.0	△11.2	27,631	100.0	△7.8	29,668	100.0	7.4
従業員一人当たり元受正味保険料(含む収入積立保険料)	千円 93,069		△13.1	千円 71,583		△23.1	千円 76,661		7.1

(注) 1. 元受正味保険料(含む収入積立保険料)とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものをいいます。

2. 従業員一人当たり元受正味保険料(含む収入積立保険料) = 元受正味保険料(含む収入積立保険料) ÷ 従業員数

## 正味収入保険料

(単位:百万円)

種目	年度	2022年度		2023年度		2024年度			
		構成比	増収率	構成比	増収率	構成比	増収率		
			%		%		%		
火災	—	—	—	—	—	—	—		
海上	—	—	—	—	—	—	—		
傷害	—	—	—	—	—	—	—		
自動車	29,589	99.1	△11.5	27,171	99.2	△8.2	29,201	99.4	7.5
自動車損害賠償責任	261	0.9	△10.3	207	0.8	△20.8	163	0.6	△21.1
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	29,850	100.0	△11.5	27,378	100.0	△8.3	29,365	100.0	7.3

(注) 正味収入保険料とは、元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

## 受再正味保険料及び支払再保険料

(単位:百万円)

種目	年度	2022年度		2023年度		2024年度	
		受再正味保険料	支払再保険料	受再正味保険料	支払再保険料	受再正味保険料	支払再保険料
火災	—	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	379	—	459	—	466
自動車損害賠償責任	261	—	207	—	163	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—
合計		261	379	207	459	163	466

(注) 1. 受再正味保険料とは、受再契約に係る収入保険料から受再解約返戻金及び受再その他返戻金を控除したものをいいます。

2. 支払再保険料とは、出再契約に係る支払保険料から出再保険返戻金及びその他の再保険収入を控除したものをいいます。

## 解約返戻金

(単位:百万円)

種 目 \ 年 度		2022 年度	2023 年度	2024 年度
火 災	—	—	—	—
海 上	—	—	—	—
傷 害	—	—	—	—
自 動 車	370	376	403	
自 動 車 損 害 賠 償 責 任	7	7	6	
そ の 他	—	—	—	
合 計	377	384	410	

(注) 解約返戻金とは、元受解約返戻金、受再解約返戻金及び積立解約返戻金の合計額をいいます。

## 保険引受損益

(単位:百万円)

種 目 \ 年 度		2022 年度	2023 年度	2024 年度
火 災	—	—	—	—
海 上	—	—	—	—
傷 害	—	—	—	—
自 動 車	△195	△5,018	△4,844	
自 動 車 損 害 賠 償 責 任	—	—	—	
そ の 他	—	—	—	
合 計	△195	△5,018	△4,844	

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度		2022 年度	2023 年度	2024 年度
保 險 引 受 収 益	36,138	31,970	29,838	
保 險 引 受 費 用	22,613	23,532	23,609	
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	13,720	13,456	11,078	
そ の 他 収 支	—	0	5	
保 險 引 受 損 益	△195	△5,018	△4,844	

- (注) 1. 上記の営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。  
 2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険における法人税相当額等です。  
 3. 保険引受損益＝保険引受収益－保険引受費用－保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支

## 元受正味保険金

(単位:百万円)

種 目	年 度	2022 年度			2023 年度			2024 年度		
火 災										
海 上										
傷 害										
自 動 車										
自動車損害賠償責任										
そ の 他										
合 計										

(注) 元受正味保険金とは、元受契約に係る支払保険金から元受契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

## 正味支払保険金

(単位:百万円)

種 目	年 度	2022 年度			2023 年度			2024 年度		
		金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率
火 災										
海 上										
傷 害										
自 動 車										
自動車損害賠償責任										
そ の 他										
合 計										

(注) 1. 正味支払保険金とは、元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。  
2. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

## 受再正味保険金及び回収再保険金

(単位:百万円)

種 目	年 度	2022 年度		2023 年度		2024 年度	
		受再正味保険金	回収再保険金	受再正味保険金	回収再保険金	受再正味保険金	回収再保険金
火 災							
海 上							
傷 害							
自 動 車							
自動車損害賠償責任							
そ の 他							
合 計							

(注) 1. 受再保険金とは、受再契約に係る支払保険金から受再契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。  
2. 回収再保険金とは、出再契約に係る回収保険金から出再契約に係る返還金を控除したものをいいます。

## 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位:%)

種目	年度	2022年度			2023年度			2024年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
自動車	74.1	47.7	121.8	84.1	50.9	135.0	75.7	39.6	115.3	
自動車損害賠償責任	116.8	—	116.8	147.6	—	147.6	175.5	—	175.5	
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計		74.4	47.3	121.7	84.6	50.5	135.1	76.2	39.4	115.6

- (注) 1. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料  
 2. 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料  
 3. 合算率=正味損害率+正味事業費率

## 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位:%)

種目	年度	2022年度			2023年度			2024年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
自動車	65.7	43.1	108.8	70.5	46.5	117.0	76.5	40.0	116.5	
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計		65.7	43.1	108.8	70.5	46.5	117.0	76.5	40.0	116.5

- (注) 1. 自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。  
 2. 発生損害率=(出再控除前の発生損害額+損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料  
 3. 事業費率=(支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料  
 4. 合算率=発生損害率+事業費率  
 5. 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額  
 6. 出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額  
 7. 第三分野保険については、取扱いがないため内訳の記載を省略しています。

## 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	2022年度	2023年度	2024年度
国内契約	100.0%	100.0%	100.0%
海外契約	— %	— %	— %

(注) 収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約及び海外契約の割合を記載しています。

## 出再先保険会社数と出再保険料上位5社の割合

	出再先保険会社数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合(%)
2023年度	1社	100.0%
2024年度	1社	100.0%

(注)1. 出再先保険会社の数は、特約再保険を10百万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしております。  
2. 第三分野保険については、取扱いがないため内訳の記載を省略しています。

## 出再保険料の格付区分別構成割合

(単位:%)

格付区分	S&P社 A 以上 (AM Best A 以上)	S&P社 BBB 以上 (AM Best BBB 以上)	その他 (格付なし・不明・BB 以下)
2023年度	100.0	—	—
2024年度	100.0	—	—

(注)1. 特約再保険を10百万円以上出再している再保険者を対象としております。ただし、再保険プールを含んでおりません。  
格付区分は、以下の方法により区分しております。  
①スタンダード・アンド・プアーズ社(S&P社)の格付を使用し、同社の格付がない場合はAM Best社の格付を使用しています。  
②上記2社のいずれの格付もない場合は「その他(格付なし・不明)」に区分しています。  
2. 第三分野保険については、取扱いがないため内訳の記載を省略しています。

## 未収再保険金の推移

(単位:百万円)

種目計		2022年度	2023年度	2024年度
1	年度開始時の未収再保険金	—	140	148
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	746	378	464
3	当該年度回収等	606	370	544
4	1+2-3=年度末の未収再保険金	140	148	68

(注)1. 自賠償保険に係る金額を除いております。  
2. 第三分野保険については、取扱いがないため内訳の記載を省略しています。

## 契約者配当金

該当ありません。

## 正味損害率及び正味事業費率

(単位:百万円)

区分	年度	2022年度	2023年度	2024年度
正味損害率		74.4%	84.6%	76.2%
保険引受に係る事業費 (保険引受に係る営業費及び一般管理費)		14,112	13,829	11,572
(諸手数料及び集金費)		(13,720)	(13,456)	(11,078)
		(392)	(373)	(493)
正味事業費率		47.3%	50.5%	39.4%

(注)正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料

## 資産運用等の状況

## 運用資産の推移

(単位:百万円)

区分	年度	2022年度		2023年度		2024年度	
			構成比		構成比		構成比
預貯金		35,635	69.2%	35,598	73.8%	30,833	71.1%
コールローン		—	—	—	—	—	—
買現先勤定		—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金		—	—	—	—	—	—
買入金銭債権		—	—	—	—	—	—
商品有価証券		—	—	—	—	—	—
金銭の信託		—	—	—	—	—	—
有価証券		—	—	—	—	—	—
貸付金		—	—	—	—	—	—
土地・建物		103	0.2	105	0.2	93	0.2
運用資産計		35,739	69.4	35,703	74.0	30,926	71.3
総資産		51,523	100.0	48,266	100.0	43,364	100.0

## 利息及び配当金収入・運用資産利回り(インカム利回り)

(単位:百万円)

区分	年度	2022年度		2023年度		2024年度	
			利回り		利回り		利回り
預貯金		1	0.00%	0	0.00%	14	0.05%
コールローン		—	—	—	—	—	—
買現先勤定		—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金		—	—	—	—	—	—
買入金銭債権		—	—	—	—	—	—
商品有価証券		—	—	—	—	—	—
金銭の信託		—	—	—	—	—	—
有価証券		—	—	—	—	—	—
貸付金		—	—	—	—	—	—
土地・建物		—	—	—	—	—	—
小計		1	0.00	0	0.00	14	0.05
その他		—	—	—	—	—	—
合計		1	0.00	0	0.00	14	0.05

- (注) 1. 利回りは、収入金額÷平均運用額で算出しています。  
 2. 収入金額は、損益計算書における「利息及び配当金収入」の金額です。  
 3. 平均運用額は、各月末残高の平均に基づいて算出しています。

運用資産利回り(インカム利回り)のみでは運用の実態を必ずしも適切に反映できないと考え、以下の2つの利回りを開示しています。

- 資産運用利回り(実現利回り)  
 資産運用に係る成果を、当期の期間損益(損益計算書)への寄与の観点から示す指標です。分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回りです。  
 ・分子=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用  
 ・分母=取得原価または償却原価による平均残高
- (参考)時価総合利回り  
 時価ベースでの運用効率を示す指標。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回りです。  
 ・分子=(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)+(当期末評価差額\*-前期末評価差額\*)+繰延ヘッジ損益増減\*  
 ・分母=取得原価または償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額\*+売買目的有価証券に係る前期末評価損益\*  
 \* 税効果控除前の金額による

## 資産運用利回り(実現利回り)

(単位:百万円)

区分	2023年度			2024年度		
	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り
預貯金	0	28,501	0.00%	14	31,721	0.05%
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	—	—
貸付金	—	—	—	—	—	—
土地・建物	—	105	—	—	99	—
金融派生商品	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	0	28,606	0.00	14	31,820	0.05

(注) 1. 資産運用損益(実現ベース)は、損益計算書における「資産運用収益」及び「積立保険料等運用益」の合計額から「資産運用費用」を控除した金額です。

2. 平均運用額(取得原価ベース)は、各月末残高の平均に基づいて算出しています。

## (参考)時価総合利回り

(単位:百万円)

区分	2023年度			2024年度		
	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り
預貯金	0	28,501	0.00%	14	31,721	0.05%
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	—	—
貸付金	—	—	—	—	—	—
土地・建物	—	105	—	—	99	—
金融派生商品	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	0	28,606	0.00	14	31,820	0.05

(注)平均運用額(時価ベース)は各月末残高の平均に基づいて算出しています。

## 海外投融資

該当ありません。

## 公共関係投融資(新規引受ベース)

該当ありません。

## 各種ローン金利

該当ありません。

## ソルベンシー・マージン比率

## 単体ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

区 分	2023 年度	2024 年度
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	14,548	9,689
資本金又は基金等	13,675	8,751
価格変動準備金	—	—
危険準備金	—	—
異常危険準備金	872	937
一般貸倒引当金	—	0
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)	—	—
土地の含み損益	—	—
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
(B) 単体リスクの合計額		
$\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$	4,259	4,184
一般保険リスク (R <sub>1</sub> )	3,808	3,741
第三分野保険の保険リスク (R <sub>2</sub> )	—	—
予定利率リスク (R <sub>3</sub> )	—	—
資産運用リスク (R <sub>4</sub> )	359	311
経営管理リスク (R <sub>5</sub> )	134	130
巨大災害リスク (R <sub>6</sub> )	300	300
単体ソルベンシー・マージン比率[(A)/(B) × 1/2] × 100	683.1%	463.0%

(注)「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第 86 条(単体ソルベンシー・マージン)および第 87 条(単体リスク)ならびに平成 8 年大蔵省告示第 50 号の規定に基づいて算出された比率です。

## ＜単体ソルベンシー・マージン比率＞

- ・ 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・ この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」です。
- ・ 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
  - ① 保険引受上の危険(一般保険リスク・第三分野保険の保険リスク) :  
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
  - ② 予定利率上の危険(予定利率リスク) :  
積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
  - ③ 資産運用上の危険(資産運用リスク) :  
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
  - ④ 経営管理上の危険(経営管理リスク) :  
業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの
  - ⑤ 巨大災害に係る危険(巨大災害リスク) :  
通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
- ・ 「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・危険準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。
- ・ 単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が 200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

## 連結ソルベンシー・マージン比率

該当ありません。

## 経理の状況

## 計算書類

## 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	2023年度 (2024年3月31日現在)		2024年度 (2025年3月31日現在)		比較増減
	金額	構成比	金額	構成比	
(資産の部)		%		%	
現金及び預貯金	35,598	73.75	30,833	71.10	△4,765
預貯金	35,598		30,833		△4,765
有形固定資産	149	0.31	119	0.28	△29
建物	105		93		△11
その他の有形固定資産	44		26		△17
無形固定資産	4,001	8.29	4,362	10.06	360
ソフトウェア	4,001		4,362		360
その他の無形固定資産	0		0		—
その他資産	8,518	17.65	8,059	18.59	△459
未収保険料	2,714		3,143		428
再保険貸	148		68		△79
未収金	3		11		8
未収収益	0		8		8
預託金	180		178		△1
仮払金	5,470		4,648		△822
貸倒引当金	△1	△0.00	△10	△0.02	△8
資産の部合計	48,266	100.00	43,364	100.00	△4,902

## 業績データ

(単位:百万円)

科目	年度	2023年度 (2024年3月31日現在)		2024年度 (2025年3月31日現在)		比較増減
		金額	構成比	金額	構成比	
(負債の部)			%		%	
保険契約準備金		29,444	61.00	29,730	68.56	286
支払備金		14,495		14,053		△441
責任準備金		14,949		15,676		727
その他負債		4,479	9.28	4,164	9.60	△315
再保険借		19		14		△4
未払法人税等		12		12		—
預り金		4		4		0
未払金		2,021		1,677		△344
仮受金		2,329		2,374		45
り—ス債務		13		1		△11
資産除去債務		79		78		△1
退職給付引当金		475	0.99	524	1.21	48
賞与引当金		189	0.39	192	0.44	2
繰延税金負債		1	0.00	1	0.00	△0
負債の部合計		34,590	71.67	34,612	79.82	22
(純資産の部)						
資本金		35,303	73.14	35,303	81.41	—
資本剰余金		35,303	73.14	35,303	81.41	—
資本準備金		35,303		35,303		—
利益剰余金		△56,931	△117.95	△61,855	△142.64	△4,924
その他利益剰余金		△56,931		△61,855		△4,924
繰越利益剰余金		△56,931		△61,855		△4,924
株主資本合計		13,675	28.33	8,751	20.18	△4,924
純資産の部合計		13,675	28.33	8,751	20.18	△4,924
負債及び純資産の部合計		48,266	100.00	43,364	100.00	△4,902

(貸借対照表の注記)(2024年度)

1. 保険料、支払備金及び責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっています。
2. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法により行っています。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により行っています。また、リース資産の減価償却は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産のリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。  
無形固定資産の減価償却は、利用可能期間(5年)に基づく定額法により行っています。
3. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しています。  
破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を計上しています。  
今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しています。  
また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、資産計上部門及び資産管理部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産監査部門が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っています。
4. 退職給付引当金は従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に関する会計基準」平成28年12月16日 企業会計基準委員会及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」平成27年3月26日 企業会計基準委員会)に基づく小規模企業等における簡便法を採用し、当事業年度の末日における退職給付に係る自己都合要支給額の100%相当額を計上しています。
5. 賞与引当金は従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しています。
6. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
7. 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。  
なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っています。
8. 財政状態又は経営成績に対して重大な影響を与え得る会計上の見積りを含む項目は、以下のとおりです。
  - (1) 無形固定資産の評価
    - a. 当事業年度の計算書類に計上した金額  
無形固定資産 4,362百万円
    - b. 重要な会計上の見積りの内容に関する情報
      - ① 算出方法  
当社は、保険事業等の用に供している事業用資産については1つの資産グループとしています。減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。その判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額を下回った場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上します。
      - ② 算出に用いた主要な仮定  
割引前将来キャッシュ・フローについては、直近の新規獲得件数や更新率、事業費、将来的な料率改定を織り込んだ保険料単価や損害率などの仮定をおいて算出しています。
      - ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響  
割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、外部環境の変化等を受ける可能性があり、見積りの変更が必要になった場合には、減損損失が発生する可能性があります。
  - (2) 支払備金
    - a. 当事業年度の計算書類に計上した金額  
支払備金 14,053百万円
    - b. 重要な会計上の見積りの内容に関する情報
      - ① 算出方法  
保険契約に基づいて支払義務が発生したと認められる保険金のうち、未だ支払っていない金額を見積り、支払備金として計上しています。
      - ② 算出に用いた主要な仮定  
支払備金の計上にあたっては、主として過去の支払実績等から算出した仮定を用いて見積った最終的に支払う保険金等の見込額を使用しています。
      - ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響  
法令等の改正や裁判等の結果などにより、最終的に支払う保険金等の額が当初の見積りから変動し、支払備金の計上額が増減する可能性があります。

9. 当社では、損害保険事業を行っており、保険料として収受した資金等の資金の運用を行っています。資金の運用については、保険金支払いに備えた流動性の確保のため、内部方針に則り短期的な預貯金により行っています。預貯金については預入先の信用リスクがあり、資金の運用に伴う信用リスクに対応するため、内部管理規程に従い、コーポレート第1部が預入先の信用リスクの状況を定期的にモニタリングし、コーポレート第2部に報告しています。
10. 有形固定資産の減価償却累計額は 263 百万円です。
11. 関係会社に対する金銭債権債務はありません。
12. 繰延税金資産の総額は 11,349 百万円、繰延税金負債の総額は 8 百万円です。また、繰延税金資産から評価性引当金として控除した額は 11,343 百万円です。繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、繰越欠損金 8,914 百万円、減価償却超過額 1,047 百万円です。繰延税金負債の発生の原因は、建物附属設備 8 百万円です。
13. 当事業年度の末日における支払備金および責任準備金の内訳は次のとおりです。
- |                              |            |
|------------------------------|------------|
| (1) 支払備金の内訳                  |            |
| 支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く) | 14,126 百万円 |
| 同上にかかる出再支払備金                 | 170 百万円    |
| 差引(イ)                        | 13,956 百万円 |
| 自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)       | 97 百万円     |
| 計(イ+ロ)                       | 14,053 百万円 |
| (2) 責任準備金の内訳                 |            |
| 普通責任準備金(出再責任準備金控除前)          | 14,073 百万円 |
| 同上にかかる出再責任準備金                | 38 百万円     |
| 差引(イ)                        | 14,035 百万円 |
| その他の責任準備金(ロ)                 | 1,641 百万円  |
| 計(イ+ロ)                       | 15,676 百万円 |
14. 1株当たりの純資産額は 650 円 20 銭です。算定上の基礎である純資産額は 8,751 百万円であり、その全額が普通株式に係るものです。また、普通株式の期末株式数は 13,459 千株です。
15. 当事業年度末日後に、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じていません。
16. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

## 損益計算書

(単位:百万円)

科目	年度	2023年度 〔2023年4月1日から 2024年3月31日まで〕	2024年度 〔2024年4月1日から 2025年3月31日まで〕	比較増減
		金額	金額	
経常収益		31,944	29,826	△2,118
保険引受収益		31,970	29,838	△2,132
正味収入保険料		27,378	29,365	1,986
積立保険料等運用益		30	31	1
支払備金戻入額		2,294	441	△1,853
責任準備金戻入額		2,266	—	△2,266
資産運用収益		△29	△16	12
利息及び配当金収入		0	14	14
積立保険料等運用益振替		△30	△31	△1
その他経常収益		3	4	0
経常費用		36,993	34,700	△2,293
保険引受費用		23,532	23,609	76
正味支払保険金		18,928	18,717	△210
損害調査費		4,230	3,669	△561
諸手数料及び集金費		373	493	120
責任準備金繰入額		—	727	727
その他保険引受費用		0	0	0
営業費及び一般管理費		13,456	11,078	△2,377
その他経常費用		4	12	8
支払利息		1	0	△0
貸倒引当金繰入額		1	8	7
貸倒損失		0	2	2
その他の経常費用		2	1	△0
経常損失(△)		△5,048	△4,874	174
特別損失		5,300	37	△5,262
固定資産処分損		0	37	37
減損損失		5,300	—	△5,300
税引前当期純損失(△)		△10,349	△4,912	5,437
法人税及び住民税		12	12	△0
法人税等調整額		△0	△0	0
法人税等合計		11	12	0
当期純損失(△)		△10,361	△4,924	5,437

(損益計算書の注記)(2024年度)

1. 関係会社との取引による費用の総額は72百万円です。

2. (1)正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

収入保険料	29,831 百万円
支払再保険料	466 百万円
差引	29,365 百万円

(2)正味支払保険金の内訳は次のとおりです。

支払保険金	19,181 百万円
回収再保険金	464 百万円
差引	18,717 百万円

(3)諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりです。

支払諸手数料及び集金費	493 百万円
出再保険手数料	—
差引	493 百万円

(4)支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	△437 百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	△3 百万円
差引(イ)	△434 百万円
自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額(口)	△7 百万円
計(イ+口)	△441 百万円

(5)責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	743 百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	0 百万円
差引(イ)	742 百万円
その他の責任準備金繰入額(口)	△15 百万円
計(イ+口)	727 百万円

(6)利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。

預貯金利息	14 百万円
計	14 百万円

3. 1株当たりの当期純損失の額は365円84銭です。算定上の基礎である当期純損失は4,924百万円であり、その全額が普通株式に係るものです。また、普通株式の期中平均株式数は13,459千株です。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失の額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

## 株主資本等変動計算書

2023 年度(2023 年4月1日から 2024 年3月 31 日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本						純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計	
		資 本 準 備 金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	29,303	29,303	29,303	△46,570	△46,570	12,037	12,037
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	6,000	6,000	6,000			12,000	12,000
当期純損失(△)				△10,361	△10,361	△10,361	△10,361
当期変動額合計	6,000	6,000	6,000	△10,361	△10,361	1,638	1,638
当 期 末 残 高	35,303	35,303	35,303	△56,931	△56,931	13,675	13,675

2024 年度(2024 年4月1日から 2025 年3月 31 日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本						純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計	
		資 本 準 備 金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	35,303	35,303	35,303	△56,931	△56,931	13,675	13,675
当 期 変 動 額							
当期純損失(△)				△4,924	△4,924	△4,924	△4,924
当期変動額合計				△4,924	△4,924	△4,924	△4,924
当 期 末 残 高	35,303	35,303	35,303	△61,855	△61,855	8,751	8,751

(株主資本等変動計算書の注記)(2024 年度)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項は、次のとおりです。

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	13,459	—	—	13,459
合計	13,459	—	—	13,459

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

## キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	年 度	2023 年度 〔2023年4月 1日から 2024年3月 31日まで〕	2024 年度 〔2024年4月 1日から 2025年3月 31日まで〕	比較増減
		金 額	金 額	
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益(△は損失)		△10,349	△4,912	5,437
減価償却費		2,914	1,718	△1,195
減損損失		5,300	—	△5,300
支払備金の増減額(△は減少)		△2,294	△441	1,853
責任準備金の増減額(△は減少)		△2,266	727	2,994
貸倒引当金の増減額(△は減少)		△28	8	37
退職給付引当金の増減額(△は減少)		39	48	9
賞与引当金の増減額(△は減少)		20	2	△17
利息及び配当金収入		△0	△14	△14
支払利息		1	0	△0
有形固定資産関係損益(△は益)		0	1	1
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)		△1,281	△154	1,126
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)		△384	△302	81
その他		55	76	20
小 計		△8,275	△3,241	5,034
利息及び配当金の受取額		1	6	5
利息の支払額		△1	△0	0
法人税等の支払額		7	△12	△19
営業活動によるキャッシュ・フロー		△8,268	△3,247	5,021
投資活動によるキャッシュ・フロー				
預貯金の純増減額(△は増加)		18,480	△14,000	△32,480
資産運用活動計		18,480	△14,000	△32,480
(営業活動及び資産運用活動計)		(10,211)	(△17,247)	(△27,458)
有形固定資産の取得による支出		△26	△5	20
その他		△3,720	△1,499	2,221
投資活動によるキャッシュ・フロー		14,733	△15,504	△30,237
財務活動によるキャッシュ・フロー				
株式の発行による収入		12,000	—	△12,000
リース債務の返済による支出		△22	△12	9
財務活動によるキャッシュ・フロー		11,977	△12	△11,990
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		18,442	△18,765	△37,207
現金及び現金同等物期首残高		11,155	29,598	18,442
現金及び現金同等物期末残高		29,598	10,833	△18,765

(キャッシュ・フロー計算書の注記)(2024年度)

1. キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3ヶ月以内の定期預金等の短期投資からなっています。
2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

## 1株当たり配当金等の推移

区 分 \ 年 度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
1 株 当 た り 配 当 額	－ 円 － 銭	－ 円 － 銭	－ 円 － 銭
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△)	△53 円 19 銭	△1,573 円 51 銭	△365 円 84 銭
配 当 性 向	－ %	－ %	－ %
1 株 当 た り 当 期 純 資 産 額	2,019 円 73 銭	1,016 円 5 銭	650 円 20 銭
従 業 員 一 人 当 た り 総 資 産	160 百万円	125 百万円	112 百万円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失については、潜在株式がないので記載していません。  
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	2022 年度	2023 年度	2024 年度
当期純利益又は当期純損失(△) ( 百 万 円 )	△317	△10,361	△4,924
普通株主に帰属しない金額 ( 百 万 円 )	－	－	－
普通株式に係る当期純利益又は 普通株式に係る当期純損失(△) ( 百 万 円 )	△317	△10,361	△4,924
普通株式の期中平均株式数 ( 千 株 )	5,959	6,584	13,459

当社は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、保険業法第 111 条第 1 項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について、PwC Japan 有限責任監査法人の監査を受けています。

## 資産・負債の明細

## 現金及び預貯金

(単位:百万円)

区分	年度	2022年度	2023年度	2024年度
現金		—	—	—
預貯金		35,635	35,598	30,833
(郵便振替・郵便貯金)		(283)	(218)	(204)
(普通預金)		(10,872)	(29,380)	(10,628)
(定期預金)		(16,480)	(3,500)	(17,000)
(譲渡性預金)		(8,000)	(2,500)	(3,000)
合計		35,635	35,598	30,833

## 商品有価証券・同平均残高・同売買高

該当ありません。

## 保有有価証券

該当ありません。

## 有価証券残存期間別残高

該当ありません。

## 業種別保有株式

該当ありません。

## 貸付金の残存期間別残高

該当ありません。

## 貸付金担保別内訳

該当ありません。

## 貸付金用途別内訳

該当ありません。

## 貸付金の業種別内訳と推移

該当ありません。

## 貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

## 貸付金地域別内訳

該当ありません。

## 有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位:百万円)

年度		2022年度	2023年度	2024年度
土	地	—	—	—
	営業用	—	—	—
	賃貸用	—	—	—
建	物	103	105	93
	営業用	103	105	93
	賃貸用	—	—	—
土地・建物計		103	105	93
土	地	—	—	—
	営業用	103	105	93
	賃貸用	—	—	—
建	物	—	—	—
	仮	—	—	—
	勘定	—	—	—
合	計	103	105	93
	営業用	103	105	93
	賃貸用	—	—	—
リース資産		28	12	1
その他の有形固定資産		25	31	24
有形固定資産合計		157	149	119

(注)その他の有形固定資産には、リース資産を含めていません。

## 支払承諾の残高内訳

該当ありません。

## 支払承諾見返の担保別内訳

該当ありません。

## 長期性資産

該当ありません。

## 住宅関連融資

該当ありません。

## 保険業法に基づく債権

該当ありません。

## 支払備金

(単位:百万円)

種 目	年 度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
		火 災	—	—
海 上	—	—	—	
傷 害	—	—	—	
自 動 車	16,681	14,390	13,955	
自 動 車 損 害 賠 償 責 任	108	104	97	
そ の 他	—	—	—	
合 計	16,790	14,495	14,053	

## 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位:百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
2020 年度	18,578	5,264	9,693	3,620
2021 年度	18,000	4,558	9,725	3,716
2022 年度	17,986	6,023	9,013	2,949
2023 年度	16,825	6,330	7,143	3,351
2024 年度	14,563	5,996	6,743	1,823

(注)1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

3. 当期把握見積り差額＝期首支払備金－(前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

## 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

## 自動車保険

(単位:百万円)

事故発生年度	2020 年度			2021 年度			2022 年度			2023 年度			2024 年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金＋支払備金	18,465			19,574			20,527			20,090			20,281		
1 年後	16,014	0.867	△2,450	18,289	0.934	△1,285	19,180	0.934	△1,346	19,115	0.951	△974			
2 年後	15,423	0.963	△591	17,718	0.969	△571	18,816	0.981	△364						
3 年後	14,870	0.964	△553	17,438	0.984	△279									
4 年後	14,791	0.995	△78												
最終損害見積り額	14,791			17,438			18,816			19,115			20,281		
累 計 保 険 金	14,365			16,438			17,387			16,394			12,898		
支 払 備 金	426			1,000			1,428			2,721			7,382		

## 傷害保険

該当ありません。

## 賠償責任保険

該当ありません。

(注)1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。

3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

## 責任準備金

(単位:百万円)

年度		2022年度	2023年度	2024年度
種目				
火災	災害	—	—	—
海上	傷害	—	—	—
自動車	自動車損害賠償責任	16,366	14,164	14,972
その他	その他	849	784	704
合計		17,215	14,949	15,676

## 責任準備金積立水準

当社が取り扱う保険契約は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約に該当するため、積立方式及び積立率の記載はしていません。

## 責任準備金の残高内訳

(単位:百万円)

年度	2023年度						2024年度					
	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	13,292	872	—	—	—	14,164	14,035	937	—	—	—	14,972
自動車損害賠償責任	784	—	—	—	—	784	704	—	—	—	—	704
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	14,076	872	—	—	—	14,949	14,739	937	—	—	—	15,676

(注)自動車損害賠償責任保険の責任準備金については、普通責任準備金欄に記載しています。

## 引当金明細表

2023 年度

(単位:百万円)

区 分		2022 年度末 残高	2023 年度 増加額	2023 年度減少額		2023 年度末 残高	摘要
				目的使用	その他		
貸 倒 引 当 金	一般貸倒引当金	0	—	—	0	—	洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	30	1	30	—	1	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	
	計	30	1	30	0	1	
退職給付引当金		436	97	58	—	475	
賞与引当金		169	189	169	—	189	
価格変動準備金		—	—	—	—	—	

2024 度

(単位:百万円)

区 分		2023 年度末 残高	2024 年度 増加額	2024 年度減少額		2024 年度末 残高	摘要
				目的使用	その他		
貸 倒 引 当 金	一般貸倒引当金	—	0	—	—	0	
	個別貸倒引当金	1	7	—	0	9	回収等による取崩額
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	
	計	1	8	—	—	10	
退職給付引当金		475	96	47	—	524	
賞与引当金		189	192	189	—	192	
価格変動準備金		—	—	—	—	—	

## 貸付金償却の額

該当ありません。

## 資本金等明細表

純資産の変動については、「P.66 株主資本等変動計算書」をご参照ください。

## 特別勘定資産・同残高・同運用収支

該当ありません。

## 損益の明細

## 有価証券売却損益及び評価損明細表

該当ありません。

## 売買目的有価証券運用損益明細表

該当ありません。

## 固定資産処分損益明細表

(単位:百万円)

区分	年度	2022年度		2023年度		2024年度	
		処分益	処分損	処分益	処分損	処分益	処分損
土地・建物		—	—	—	—	—	1
リース資産		—	—	—	—	—	—
その他の有形固定資産		—	0	—	0	—	0
小計		—	0	—	0	—	1
無形固定資産		—	—	—	—	—	36
合計		—	0	—	0	—	37

## 事業費

(単位:百万円)

区分	年度	2022年度	2023年度	2024年度
		人件費	2,468	2,790
物件費	14,615	14,309	11,214	
税金	557	587	599	
拠出金	—	—	—	
負担金	—	—	2	
諸手数料及び集金費	392	373	493	
合計	18,033	18,060	15,241	

(注) 1. 金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額です。

2. 負担金は、保険業法第 265 条の 33 の規程に基づく保険契約者保護機構負担金です。

## 減価償却費及び賃貸用不動産等減価償却明細表

2023 年度

(単位:百万円)

資産の種類	取得価額	2023 年度償却額	償却累計額	2023 年度末残高	償却累計率
					%
建物	239	12	134	105	56.1
営業用	239	12	134	105	56.1
賃貸用	—	—	—	—	—
リース資産	97	20	85	12	87.6
その他の有形固定資産	129	7	97	31	75.4
無形固定資産	11,622	2,872		4,001	
合計	12,090	2,914		4,151	

2024 年度

(単位:百万円)

資産の種類	取得価額	2024 年度償却額	償却累計額	2024 年度末残高	償却累計率
					%
建物	238	13	144	93	60.7
営業用	238	13	144	93	60.7
賃貸用	—	—	—	—	—
リース資産	13	12	12	1	88.3
その他の有形固定資産	131	9	106	24	81.4
無形固定資産	13,663	1,683		4,362	
合計	14,046	1,718		4,482	

## リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引およびオペレーティング・リース取引はありません。

## 損害率感応度

## 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。
計 算 方 法	<p>○増加する発生損害額＝既経過保険料×1%</p> <p>○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。</p> <p>○増加する異常危険準備金取崩額＝ 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額</p> <p>○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額</p>
経常利益の減少額	<p>2024年度:284百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額 一百万円</p> <p>2023年度:292百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額 一百万円</p>

## 時価情報等

## 有価証券

該当ありません。

## 金銭の信託

該当ありません。

## デリバティブ取引関係(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)

該当ありません。

## 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当ありません。

## 先物外国為替取引

該当ありません。

## 有価証券関連デリバティブ取引(次項に掲げるものを除く。)

該当ありません。

## 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引

該当ありません。

## 財務諸表の適正性と財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

当社取締役社長は、当社の2024年4月1日から2025年3月31日までの事業年度に係る財務諸表等は、不実の記載がないことを2025年5月19日付で確認しています。

不実の記載がないと認識するに至った理由は、当社は、財務諸表等を適正に作成するため内部監査を含む以下の内部管理体制を整備しておりますが、その体制が機能していることを確認したためです。

1. 業務分掌と所管部署ならびに権限基準が明確にされ、各部署が適正に業務を遂行する体制を整備していること。
2. 経理部門では、財務諸表等の作成に必要な情報を把握し、その内容を財務諸表等に適正に反映していること。
3. 経理部門では、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき財務諸表等を作成していること。
4. 財務諸表等の作成にあたっては、適宜会計監査人の助言を受け、適正に対応していること。
5. 内部監査部門では、財務諸表が適正に作成されていることを確認していること。

## コーポレートデータ

沿革.....	78
主要な業務、株式の状況 .....	78
会社の組織 .....	80
設備の状況、ネットワーク.....	81
役員の状況 .....	81
従業員の状況 .....	82

## 沿革

年月	内容
2009年1月	東京海上ホールディングス株式会社とNTTファイナンス株式会社の共同出資によりイーデザイン損保設立準備株式会社設立
2009年6月	損害保険業免許の取得 社名を「イーデザイン損害保険株式会社」に変更
2009年6月	自動車保険の販売を開始
2021年11月	総合自動車保険&eの販売を開始
2025年7月	東京海上ホールディングス株式会社の完全子会社に

## 主要な業務、株式の状況

### 主要な業務

#### 1. 損害保険業

##### (1) 保険引受

当社は次の各種保険の引き受けを行っています。

- ① 自動車保険
- ② 自動車損害賠償責任保険
- ③ ①、②の保険の再保険

##### (2) 資産運用

当社は、保険料として収受した金銭その他の資産の運用を行っています。

#### 2. 自動車損害賠償保障事業受託業務

当社は、政府の行う自動車損害賠償保障事業のうち、損害のてん補額の支払いの請求の受理、てん補すべき損害額に関する調査、損害のてん補額の支払いなど、業務の一部を政府から受託しております。

### 株式の状況

当社の発行する株式は普通株式であり、2025年7月1日現在、発行可能株式総数は1,800万株、発行済株式総数は13,459,901株です。

- a. 定時株主総会開催時期————— 毎年4月1日から4ヵ月以内に開催します。
- b. 決算期————— 3月31日
- c. 株主名簿管理人————— なし
- d. 期末配当の基準日————— 3月31日
- e. 公告方法————— 電子公告により行います。

公告を掲載するWebサイトのURL

<https://www.e-design.net/company/disclosure/>

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞にて公告します。

- f. 上場証券取引所————— なし

### 臨時株主総会

2025年3月27日付の臨時株主総会の決議事項は以下のとおりです。

＜決議事項＞

取締役5名選任の件

上記議案は原案どおり承認可決されました。

### 第17回定時株主総会

第17回定時株主総会の報告事項および決議事項は以下のとおりです。(決議日:2025年6月19日)

＜報告事項＞

2024年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告および計算書類報告の件  
上記について報告しました。

＜決議事項＞

取締役10名選任の件

定款変更の件

上記議案は原案どおり承認可決されました。

### 大株主の状況

(2025年7月1日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番4号	13,459,901	100.00%

### 配当政策

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

### 資本金の推移

年月日	増資額(千円)	増資後資本金(千円)	摘要
2017年4月7日	749,999	26,653,739	増資
2018年6月29日	2,649,999	29,303,739	増資
2024年3月8日	6,000,000	35,303,739	増資

### 最近の新株発行

1. 種類 : 普通株式
2. 発行株数 : 7,500,000株
3. 発行年月日 : 2024年3月8日
4. 発行総額 : 120億円(資本金:60億円、資本準備金:60億円)

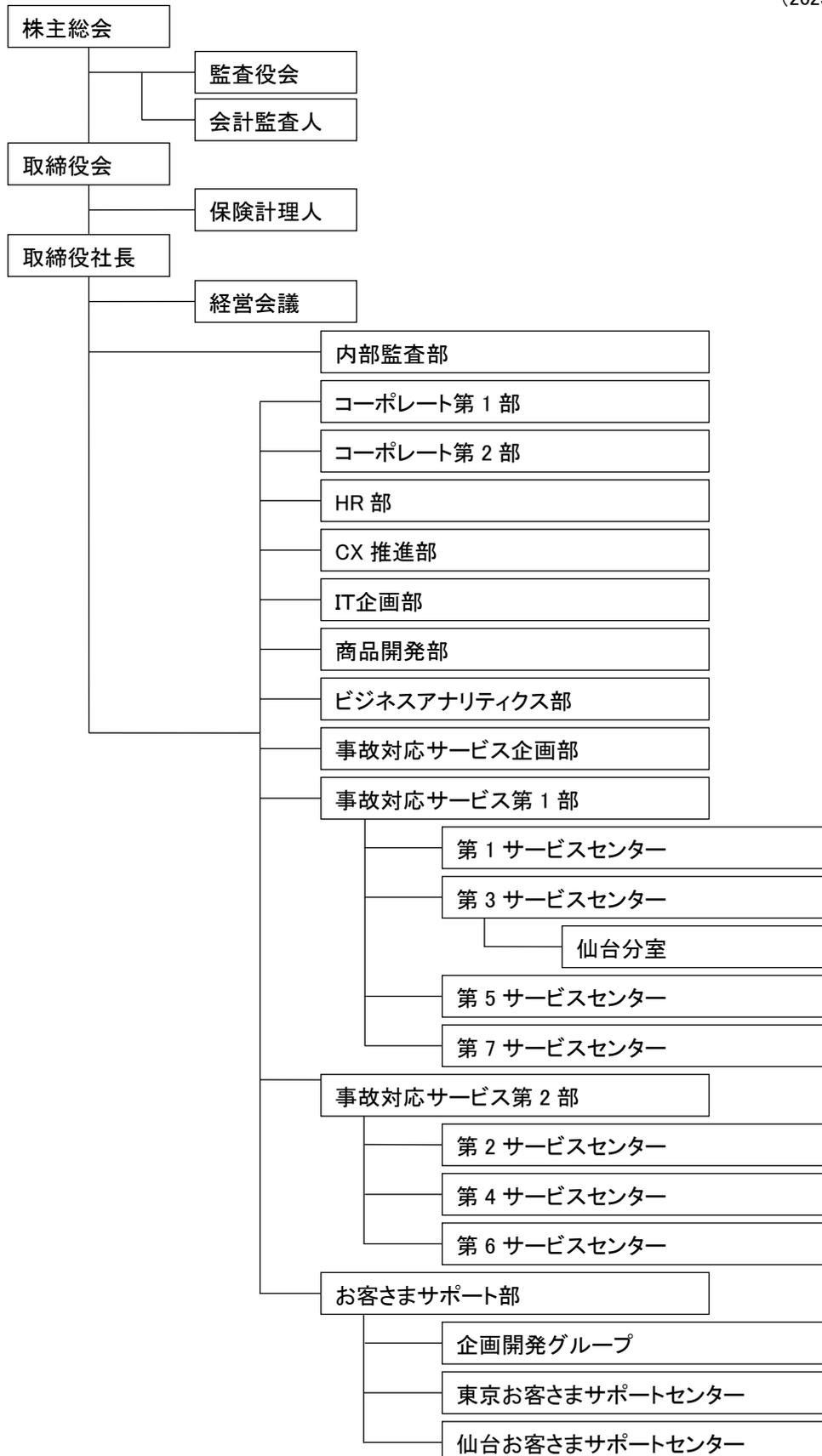
### 最近の社債発行

該当なし

# 会社の組織

## 当社の機構

(2025年7月1日現在)



## 設備の状況、ネットワーク

### 主要な設備の状況、ネットワーク

店名	所在地	事業の種類別 セグメントの名称
本店	東京都新宿区	損害保険事業
事故対応サービス第2部	大阪府大阪市	損害保険事業
事故対応サービス第1部 第3サービスセンター仙台分室	宮城県仙台市	損害保険事業
お客さまサポート部 仙台お客さまサポートセンター		

## 役員の状況

### 取締役

(2025年7月1日現在)

役名	氏名	担当	重要な兼職
取締役社長 (代表取締役)	堀江 哲朗	内部監査部	
取締役 (代表取締役)	鈴木 康敬	事故対応サービス企画部 事故対応サービス第1部 事故対応サービス第2部	
取締役	藤倉 丈志	コーポレート第1部 コーポレート第2部 HR部	
取締役	佐々木 尋	CX推進部	
取締役	南 武郎	商品開発部 ビジネスアナリティクス部	
取締役	竹内 隆	IT企画部 お客さまサポート部	
取締役(非常勤)	与謝野 稔		東京海上日動火災保険株式会社 理事 個人 商品業務部長
取締役(非常勤)	古田 周平		東京海上ホールディングス株式会社 経営企 画部 部長 兼 国内事業グループリーダー
取締役(非常勤)	村田 展章		東京海上日動火災保険株式会社 損害サービ ス業務部 部長 兼 自動車グループリーダー

### 監査役

(2025年7月1日現在)

役名	氏名	重要な兼職
常勤監査役	柘植 信一郎	
監査役(非常勤)	原島 朗	東京海上ホールディングス株式会社 常勤監査役
監査役(非常勤)	三島 秀樹	東京海上アシスタンス株式会社 常勤監査役

## 従業員の状況

### 従業員の状況

(2025年3月31日現在)

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均 勤続年数 (年)	平均 年間給与 (千円)	女性管理職 比率 (%)	男性の育児 休業取得率 (%)	男女間 賃金格差 (%)
387	38.9	5.9	5,930	17.3	66.7	72.2

- (注) 1. 従業員数は就業人員です。  
2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。

### 採用方針

当社では幅広い人材の確保に努めています。

採用にあたっては、応募や入社試験の機会を等しく提供し、公平・公正な選考を行うとともに、面接を重視し、一人ひとりの適性・能力および意欲を見極めた採用を行っています。

また、採用ホームページによる会社情報の提供や、会社説明会、社員との座談会などを実施し、「当社のことをよりよく知っていただく」ことを大切にしています。

採用選考過程において、応募者に対する基本的人権の尊重や就職の機会均等をすべての人に保障し、就職差別のない公平な採用選考を行うという観点から、「公正採用選考方針」を策定し、面接者への教育を実施しています。

### 人材育成

社員全員が真にお客さま本位を実践し、働きがい・やりがいを感じて、生き活きと質の高い成果を上げられることを目指し、さまざまな人材育成手段・制度を設けています。

人材育成を計画的かつ効果的に進めるため、マネージャーとメンバーとの間で人材育成面接を年3回実施し、メンバーの強み・弱みについて共有するとともに、年間を通じた OJT・Off-JT・自己開発の3つが連動した人材育成計画を策定するために、マネージャーとメンバーとの間で対話を行っています。

### 福利厚生制度

法律で定められている社会保険などの福利厚生制度のほか、以下の諸制度を設けています。

弔慰金、災害見舞金、法定の期間を上回る育児・介護休業の付与、確定拠出年金、退職金、特別連続有給休暇、看護・介護有給休暇、従業員持株会

# イーデザイン損害保険株式会社

〒163-1413 東京都新宿区西新宿 3-20-2

TEL 03-5302-3170 (代表)

<https://www.e-design.net>